

## § 5 団体別の検査結果

### ◎ 1 沖縄振興開発金融公庫

処置要求<sup>34</sup> 意見表示<sup>36</sup> 住宅資金等貸付業務における個人住宅資金等に係る融資対象住宅の融資後の状況把握等について

#### < 要点 >

住宅資金等貸付業務における個人住宅資金等の融資対象住宅について、借受者が沖縄振興開発金融公庫の承諾を得ることなく用途変更していた事態に対して必要な措置を講ずるよう適宜の処置を要求し、及び継続して貸付条件に沿った利用となるよう、実態調査の必要性を判断するための端緒となる情報を自ら取得してその判断をする具体的な仕組みを整備して、融資対象住宅の融資後の状況を適時適切に把握するための体制を整備するよう意見を表示したもの(指摘金額1億9319万円)

#### 住宅資金等貸付業務の概要等

##### (1) 住宅資金等貸付業務の概要

###### ア 住宅資金等の概要

沖縄振興開発金融公庫は、沖縄振興開発金融公庫法(以下「公庫法」)等に基づき、沖縄において自ら居住するため住宅を必要とする者等に対して、住宅の建設等の用途に充てるために必要な長期資金の貸付けを行っている。

①公庫法等に基づき貸し付けられる長期資金のうち、住宅を賃貸する事業を行う者に対する資金を除いた個人に対して貸し付けられるもの及び②勤労者財産形成促進法等に基づき自ら居住するため住宅を必要とする勤労者等個人に対して貸し付けられる長期資金(①及び②を「個人住宅資金等」)に係る債権は、令和3年度末現在で計8,605件、残高計539億0601万円(3年度末の残高を「残高」となっている。

###### イ 個人住宅資金等の貸付けに係る業務委託

沖縄振興開発金融公庫代理貸付事務取扱規程によれば、公庫は、個人住宅資金等の貸付けについては、金融機関と業務委託契約を締結して貸付業務の一部を委託し、業務を受託した金融機関(以下「代理店」)を通じて貸付けを行うこととされている。そして、代理店に委託する業務は、貸付けの実行等の貸付手続、貸付債権の管理回収手続等とされている。

##### (2) 個人住宅資金等の貸付条件等及び融資後の手続等

###### ア 個人住宅資金等の貸付条件等

沖縄振興開発金融公庫業務方法書及び勤労者財産形成持家融資業務方法書(これらを「業務方法書」)では、個人住宅資金等の貸付条件として、貸付金の用途は住宅の建設等であること、貸付けの相手方は自ら居住するため住宅を必要とする者等であること、償還期限は35年以内であることなどが定められている。

そして、公庫は、個人住宅資金等の貸付けに当たり、その貸付けを受ける者(以下「借受者」)との間で金銭消費貸借抵当権設定契約証書(以下「証書」)を作成し、具体的な貸付条件等を定めることとしている。証書によれば、借受者が借入金を住宅の建設等以外の用途に使用したとき

などであって、公庫が借受者に書面により返済請求(繰上償還請求)を発したときは、借受者は債務の全部又は一部につき期限の利益を失い、直ちにその債務を返済することとされている。

### イ 融資後の融資対象住宅の用途変更に係る手続等

個人住宅資金等の使途は、借受者が自ら居住するための住宅の建設等に必要な資金等とされている。そして、融資対象住宅(借受者が貸付けを受けて建設等する住宅)が融資後も継続して業務方法書の定める貸付条件に沿って利用されるようにするために、証書等において、借受者は、融資対象住宅の一部又は全部を店舗、事務所等、住宅以外の用途に利用する(以下「用途変更」)場合は、原状・用途変更承認申請書(以下「申請書」)を代理店に提出した上で、公庫の承諾を得る手続を行わなければならないこととなっている。

代理店は、公庫が作成した「沖縄公庫住宅資金債権管理の手引」(以下「債権管理の手引」)によれば、用途変更に係る申請については、債権保全上支障がないと認められるときであって用途変更部分に係る債務に相当する金額を繰上償還させる場合は、代理店において専決で処理するとともに公庫に報告することとされ、それ以外の場合は、代理店が公庫と協議して処理することとされている。

また、借受者において、公庫の承諾を得ないで用途変更を行ったときであって、公庫が借受者に書面により返済請求(繰上償還請求)を発したときは、借受者は、証書に基づき、債務の全部又は一部につき期限の利益を失い、直ちにその債務を返済することとなっている。

### (3) 融資対象住宅の融資後の状況把握について

債権管理の手引によれば、公庫は、融資対象住宅の無断譲渡、無断貸貸、用途変更等がないかどうかなどを確認するための実態調査の実施が必要なときは、代理店に対して、調査の対象、期間及び件数を通知すること、公庫から通知を受けた代理店は、債権管理の手引に定められた調査方法に従って実態調査を行い、結果を取りまとめて公庫へ報告することとされている。

**検査の結果** 沖縄本島で店舗、事務所等の需要が多いと考えられる沿岸部の区域等に所在する融資対象住宅に係る貸付債権3,027件(残高計199億6125万円)を対象に選定して、3年度末時点で、融資対象住宅の情報から所在地において店舗、事務所等が設置されるなどして用途変更が疑われる93件について検査した。

#### (1) 借受者が公庫の承諾を得ることなく融資対象住宅を用途変更していた事態

借受者は、融資対象住宅について用途変更する場合には、あらかじめ公庫の承諾を得ることとなっているのに、借受者が代理店に申請書を提出して公庫の承諾を得ることなく、融資対象住宅の一部又は全部を用途変更して店舗、事務所等の用途に利用するなどしていた事態が23件(残高計1億9319万円)見受けられた。

上記23件のうち、公庫が代理店を通じて借受者から聞き取るなどして用途変更の開始時期を特定又は推定できたのは15件(残高計1億4107万円)であり、そのうち6件(残高計7545万円)は、35年以内とされている償還期限からみて、比較的早期と考えられる10年以内に用途変更されていたと特定され又は推定された。

#### (2) 公庫における融資対象住宅の融資後の状況把握等

公庫は、(1)のような事態について、融資対象住宅の状況を把握した上で、用途変更の状況に応じて繰上償還請求等の必要な措置を講ずる必要があることなどから、住宅資金等貸付業務の適切な実施のためには、融資後に融資対象住宅の状況を的確に把握することなどが重要である。

そこで、融資対象住宅の融資後の状況を公庫がどのように把握しているかなどについて検査し

たところ、公庫は、融資対象住宅の実態調査の実施が必要なときは、代理店を通じてこれを行うこととしているが、融資対象住宅の融資後の状況に応じて実態調査の必要性を判断するための端緒となる情報を公庫が自ら取得してその判断をする具体的な仕組みを設けていなかった。このため、公庫は、書類が保存されていて確認が可能な期間である平成29年度から令和3年度までの間、上記の端緒となる情報を取得していなかったことから、実態調査は一度も実施されておらず、現に(1)の事態について把握していなかった。

このように、公庫の個人住宅資金等の貸付けに関して、借受者が公庫の承諾を得ることなく融資対象住宅を用途変更していた事態は適切ではなく、是正を図る要があると認められる。また、公庫において、実態調査の必要性を判断するための端緒となる情報を自ら取得してその判断をする具体的な仕組みを設けていなかったため、実態調査が行われておらず、融資対象住宅の融資後の状況を十分に把握することができていない事態は適切ではなく、改善の要があると認められる。

**本院が要求する是正の処置及び表示する意見** 公庫において、借受者が公庫の承諾を得ることなく融資対象住宅を用途変更していた事態について、借受者に対して貸付条件に沿った利用となるよう必要な対応を執らせて、借受者が必要な対応を執ることができない場合には繰上償還請求等の必要な措置を講ずるよう是正の処置を要求するとともに、融資対象住宅が継続して貸付条件に沿った利用となるよう、実態調査の必要性を判断するための端緒となる情報を自ら取得してその判断をする具体的な仕組みを整備して、融資対象住宅の融資後の状況を適時適切に把握するための体制を整備するよう意見を表示する。(検査報告452ページ)

## ◎ 2 日本私立学校振興・共済事業団

### 不 当 私立大学等経常費補助金の経理が不当

#### < 要点 >

私立大学等経常費補助金の交付に当たり、一般補助について教育研究補助者の補助要件を満たしていないポスト・ドクターを算定対象に含めるなどして、誤った算定資料に基づいて補助金の額を算定していたため、補助金計892万円が過大に交付されていて不当と認められる。

**補助金の概要** 日本私立学校振興・共済事業団は、国の補助金を財源として、私立大学等<sup>(注)</sup>における教育又は研究に要する経常的経費に充てるために学校法人に私立大学等経常費補助金を交付している。

この補助金のうち一般補助の額は、専任教員等の数、専任職員数、学生数や各私立大学等の教育研究条件の整備状況等を勘案した増減率等に基づいて算定することとなっている。

このほか、特別補助として、私立大学等における特定の分野、課程等に係る教育の振興等のために特に必要があると認められるときは、補助金を増額して交付している。

特別補助の対象となる項目には「授業料減免事業等支援(新型コロナウイルス感染症緊急経済対策分)」、「大学間連携等による共同研究」等がある。このうち「授業料減免事業等支援(新型コロナウイルス感染症緊急経済対策分)」については、新型コロナウイルス感染症の直接的、間接的な影響で、

(注) 私立大学等 私立の大学、短期大学及び高等専門学校



家計が急変した世帯の学生に対し、補助要件に該当する入学料・授業料減免等の給付事業等を実施している私立大学等を対象に、当該事業に係る所要経費の2/3以内の額を増額するものである。また、「大学間連携等による共同研究」については、特定の研究課題について産業界等又は国内外の大学等と組織的な共同研究環境を整備し、1研究課題当たりの所要経費が大学にあっては100万円以上、短期大学及び高等専門学校にあっては60万円以上の共同研究を実施している私立大学等に対して、当該共同研究に係る所要経費の区分に応じて定められた額を増額するものである。そして、対象となる経費は、当該共同研究の遂行等に直接必要な経費とし、直接関係しないものについては除外する。また、共同研究の遂行に当たり収入がある場合には、その額を所要経費から差し引くこととなっている。

**検査の結果** 3学校法人は、事業団に提出した算定資料において、一般補助について賃金を「職員人件費(兼務職員)」で会計処理しておらず教育研究補助者の補助要件を満たしていないポスト・ドクターを算定対象に含めていたり、特別補助のうちの「大学間連携等による共同研究」について共同研究の遂行に当たって生じた収入を所要経費から差し引いていなかったり、「授業料減免事業等支援(新型コロナウイルス感染症緊急経済対策分)」について誤って授業料減免等の実施見込額を所要経費に含めていたりなどしていたのに、事業団は、これらの誤った算定資料に基づいて補助金の額を算定していたため、補助金計892万円が過大に交付されていて不当と認められる。

事業主体 <本部所在地>	年度	補助金交付額	不当と認める 補助金額	摘要
	令和	円	円	
学校法人昭和大学 <東京都品川区>	元 2	57億1408万 58億7763万	100万 243万	特別補助において所要経費から収入が差し引かれていなかったものなど(昭和大学)
学校法人早稲田大学 <東京都新宿区>	2	90億9837万	293万	特別補助において授業料減免等の実施見込額が所要経費に含まれていたもの(早稲田大学)
学校法人藤田学園 <愛知県豊明市>	元 2	27億6881万 29億8847万	124万 131万	一般補助において算定対象とならない教育研究補助者が含まれていたもの(藤田医科大学)
<b>3事業主体</b>		264億4738万	892万	

(検査報告457ページ)

- ◎ 3 東日本高速道路株式会社、 4 中日本高速道路株式会社、  
5 西日本高速道路株式会社、 6 本州四国連絡高速道路株式会社

**意見表示③⑥** 高速道路における橋脚補強の整備手法について

＜要点＞

地震発生時に橋脚の損傷に起因して、上下線共に通行不能になり緊急輸送道路としての高速道路ネットワークが機能しないおそれがある区間等を早期に解消させるために、現地の条件等を踏まえた橋脚補強の効率的な整備手法について検討を行うなどの措置を講ずるよう意見を表示したものの(背景金額：東日本高速道路株式会社602億8839万円、中日本高速道路株式会社476億2886万円、西日本高速道路株式会社2824億3449万円、本州四国連絡高速道路株式会社226億3957万円)

## 高速道路の橋脚補強の概要

### (1) 4会社が管理する高速道路の概要

東日本高速道路株式会社(以下「東会社」)、中日本高速道路株式会社(以下「中会社」)、西日本高速道路株式会社(以下「西会社」、これらを「3会社」)及び本州四国連絡高速道路株式会社(以下「本四会社」、3会社と合わせて「4会社」)が管理する高速自動車国道又は自動車専用道路(これらを「高速道路」)には、令和5年3月末現在、その管理する対象として、高速道路を構成する橋長15m以上の橋りょう計17,605橋が含まれている。高速道路は、災害対策基本法等に基づき、地方公共団体がそれぞれ策定している地域防災計画等において、災害応急対策活動のための緊急輸送道路に位置付けられている重要な道路である。このため、4会社は、事業継続計画等において、災害時に緊急車両の通行帯を24時間以内に確保することなどの目標を定めている。

### (2) 橋りょうに係る耐震補強工事等の概要

4会社は、地震による落橋・倒壊、橋脚の損傷の被害等を未然に防止するために、平成8年より前の「道路橋示方書・同解説」を適用して設計するなどした橋りょうについて、耐震補強工事を実施し、地震時に橋りょうの損傷を軽微にとどめて速やかに機能回復を図り、緊急輸送道路として機能させるための性能(以下「機能回復性能」)を確保することとしている。そして、落橋・倒壊を防止するための対策は完了し、前記の17,605橋は落橋・倒壊するおそれはないとしている。一方、機能回復性能を確保するには至っていない橋りょうは平成28年熊本地震発生時点で計4,454橋となっていた。これらの橋りょうは、地震時に生じた橋脚の損傷に起因して、上下線共に通行不能となり、緊急車両の通行帯が確保できないなどの事態が発生し、緊急輸送道路としての高速道路ネットワークが機能しないおそれがある(地震発生時に橋脚の損傷に起因して、上下線共に通行不能になる部分を「地震時のミッシングリンク」)。

4会社は、上記橋りょうの機能回復性能を確保するために、橋脚の耐震補強工事(以下「橋脚補強」)を進めていて、対象となる橋りょうの中には、並行する上下線を分離した橋脚がそれぞれ支える構造のもの(以下「分離橋りょう」)などがある。

### (3) 高速道路における安全・安心実施計画の概要

国土交通省は、平成28年熊本地震により耐震補強の必要性が改めて確認されたことなどから、「高速道路における安全・安心基本計画」を策定し、その中期的な整備方針等を示している。

これを受けて、4会社は、令和元年12月又は2年3月に「高速道路における安全・安心実施計画」をそれぞれ策定し、大規模地震の発生確率が高い地域<sup>(注)</sup>は3年度まで、それ以外の地域は8年度までを橋脚補強の完了目標年度とするなどとしている。

**検査の結果** 平成28年度から令和4年度までに4会社が締結した橋脚補強等に係る契約、東会社47件(契約金額計1398億5050万円)、中会社146件(同計4745億6379万円)、西会社190件(同計6155億0824万円)、本四会社20件(同計323億8120万円)、計403件(同計1兆2623億0375万円)を対象として検査した。

### (1) 橋脚補強の進捗状況及びこれによる地震時のミッシングリンクの状況

前記の4,454橋に係る橋脚補強の進捗状況をみると、表1のとおり、平成28年度から令和4年度までの7年間で449橋の橋脚補強が完了している一方で、いまだ橋脚補強の工事契約の締結に至らない橋りょうが3,059橋(うち分離橋りょう1,345橋)と多く見受けられ、表2のとおり、4会社管内の高

(注) 大規模地震の発生確率が高い地域 文部科学省に設置された地震調査研究推進本部が策定した「全国地震動予測地図2016年版」で示されている首都直下地震や南海トラフ巨大地震等、今後30年間に震度6弱以上の揺れに見舞われる確率が26%以上の地域

速道路本線67路線381区間において地震時のミッシングリンクが生ずるおそれがある状況となっていた。

表1 橋脚補強の進捗状況

会社名	地域区分	橋脚補強の対象(A) (橋)	令和3年度末(先行整備地域の完了目標)						4年度末(直近の状況)					
			完了 (橋)	未完了(B) (橋)	工事中 (橋)	工事契約未締結(C) (橋)	未完了率(B)/(A) (%)	未契約率(C)/(A) (%)	完了 (橋)	未完了(D) (橋)	工事中 (橋)	工事契約未締結(E) (橋)	未完了率(D)/(A) (%)	未契約率(E)/(A) (%)
東会社	先行整備	529	18	511	20	491	96.6	92.8	18	511	30	481	96.6	90.9
	その他整備	894	—	—	—	—	—	—	69	825	84	741	92.3	82.9
中会社	先行整備	392	89	303	253	50	77.3	12.8	108	284	240	44	72.4	11.2
	その他整備	107	—	—	—	—	—	—	40	67	1	66	62.6	61.7
西会社	先行整備	645	18	627	379	248	97.2	38.4	71	574	399	175	89.0	27.1
	その他整備	1,713	—	—	—	—	—	—	71	1,642	189	1,453	95.9	84.8
本四会社	先行整備	50	42	8	8	0	16.0	0.0	48	2	2	0	4.0	0.0
	その他整備	124	—	—	—	—	—	—	24	100	1	99	80.6	79.8
先行整備の計		1,616	167	1,449	660	789	89.7	48.8	245	1,371	671	700	84.8	43.3
その他整備の計		2,838	—	—	—	—	—	—	204	2,634	275	2,359	92.8	83.1
合計		4,454	167	1,449	660	789	—	—	449	4,005	946	3,059	89.9	68.7

表2 地震時のミッシングリンクが生ずるおそれがある路線及び区間(令和4年度末現在)

会社名	路線名	道路名	区間	区間数	分離橋 りょう 数	区間数 計	分離橋 りょう 数計
東 会 社	北海道縦貫自動車道 函館名寄線	道央自動車道	長万部IC ~ 登別室蘭IC	6	—	15	12
			白老IC ~ 苫小牧西IC	1	2		
			札幌IC ~ 江別西IC	1	2		
			岩見沢IC ~ 滝川IC	4	6		
			深川IC ~ 旭川鷹栖IC	1	2		
			旭川北IC ~ 和寒IC	2	—		
	北海道横断自動車道 黒松内釧路線	札幌自動車道 道東自動車道	札幌西IC ~ 札幌JCT	5	—	10	—
			千歳東IC ~ 夕張IC	2	—		
			十勝清水IC ~ 芽室IC	1	—		
			帯広JCT ~ 池田IC	2	—		
	東北縦貫自動車道 弘前線	東北自動車道 東京外環自動車道	戸田西IC ~ 美女木JCT	1	—	10	6
			戸田東IC ~ 川口JCT	4	—		
			岩槻IC ~ 久喜IC	2	—		
			十和田IC ~ 碓ヶ関IC	3	6		
	東北縦貫自動車道 八戸線	八戸自動車道	安代JCT ~ 九戸IC	3	9	4	9
			八戸JCT ~ 八戸IC	1	—		
	東北横断自動車道 釜石秋田線	秋田自動車道	北上JCT ~ 横手IC	3	—	6	—
			大曲IC ~ 協和IC	1	—		
			秋田南IC ~ 秋田北IC	2	—		
	東北横断自動車道 酒田線	山形自動車道 日本海東北自動車道	村田JCT ~ 笹谷IC	2	6	12	14
			関沢IC ~ 山形蔵王IC	1	4		
			山形北IC ~ 月山IC	4	2		
			湯殿山IC ~ 鶴岡JCT	3	2		
	東北横断自動車道 いわき新潟線	磐越自動車道	いわきJCT ~ 郡山東IC	4	4	13	10
			磐梯熱海IC ~ 猪苗代磐梯高原IC	1	2		
			磐梯河東IC ~ 新潟中央JCT	8	4		
	日本海沿岸東北自動車道	日本海東北自動車道	庄内空港IC ~ 酒田中央IC	2	—	2	—
関越自動車道 新潟線	関越自動車道	前橋IC ~ 渋川伊香保IC	1	2	4	8	
		赤城IC ~ 昭和IC	1	—			
		月夜野IC ~ 湯沢IC	2	6			
関越自動車道 上越線	上信越自動車道	藤岡IC ~ 吉井IC	1	—	19	35	
		富岡IC ~ 中郷IC	17	35			
		上越高田IC ~ 上越JCT	1	—			
常磐自動車道	常磐自動車道 東京外環自動車道	川口JCT ~ 外環三郷西IC	3	—	12	33	
		水戸IC ~ いわき湯本IC	8	33			
		いわき中央IC ~ いわき四倉IC	1	—			
東関東自動車道 千葉富津線	館山自動車道	蘇我IC ~ 木更津JCT	4	—	5	—	
		木更津南JCT ~ 木更津南IC	1	—			
東関東自動車道 水戸線	東関東自動車道	成田IC ~ 大栄JCT	1	2	3	20	
		大栄IC ~ 潮来IC	2	18			
北関東自動車道	北関東自動車道	栃木都賀JCT ~ 宇都宮上三川IC	3	—	5	2	
		友部IC ~ 茨城町西IC	2	2			
中央自動車道長野線	長野自動車道	安曇野IC ~ 更埴IC	2	32	2	32	
北陸自動車道	日本海東北自動車道 北陸自動車道	親不知IC ~ 上越IC	5	31	7	33	
		新潟西IC ~ 新潟亀田IC	2	2			
一般国道6号 (東水戸道路)	東水戸道路	水戸南IC ~ ひたちなかIC	2	2	2	2	
一般国道6号 (仙台東部道路)	仙台東部道路	岩沼IC ~ 仙台若林JCT	3	4	3	4	

会社名	路線名	道路名	区間	区間数	分離橋りょう数	区間数計	分離橋りょう数計
東 会 社	一般国道7号 (秋田外環状道路)	秋田外環状道路	秋田北IC ~ 昭和男鹿半島IC	1	—	1	—
	一般国道13号 (米沢南陽道路)	米沢南陽道路	米沢北IC ~ 南陽高畠IC	1	—	1	—
	一般国道13号 (湯沢横手道路)	湯沢横手道路	湯沢IC ~ 横手IC	2	—	2	—
	一般国道14号 (京葉道路)	京葉道路	宮野木JCT ~ 穴皮IC	1	2	1	2
	一般国道16号 (横浜横須賀道路)	横浜横須賀道路	釜利谷JCT ~ 佐原IC	5	2	8	4
			釜利谷JCT ~ 並木IC	3	2		
	一般国道45号 (三陸縦貫自動車道 (仙塩道路))	三陸縦貫自動車道 (仙塩道路)	利府塩釜IC ~ 利府中IC	1	—	1	—
	一般国道45号 (百石道路)	百石道路	八戸北IC ~ 下田百石IC	1	4	1	4
	一般国道127号 (富津館山道路)	富津館山道路	富津竹岡IC ~ 鋸南富山IC	3	—	3	—
	一般国道233号 (深川・留萌自動車道 (深川沼田道路))	深川・留萌自動車道 (深川沼田道路)	深川JCT ~ 深川西IC	1	—	1	—
	一般国道409号 (東京湾横断・ 木更津東金道路)	東京湾横断・ 木更津東金道路	浮島IC ~ 木更津JCT	3	24	3	24
	一般国道468号 (首都圏中央連絡 自動車道)	首都圏中央連絡 自動車道	日の出IC ~ 青梅IC	1	—	7	—
入間IC ~ 坂戸IC			4	—			
松尾横芝IC ~ 東金IC			2	—			
計				29路線 161区間		254橋	
中 会 社	東海北陸自動車道	東海北陸自動車道	一宮JCT ~ 岐阜各務原IC	4	10	8	20
			美並IC ~ 郡上八幡IC	1	2		
			関IC ~ 美濃関JCT	1	2		
			五箇山IC ~ 小矢部砺波JCT	2	6		
	近畿自動車道伊勢線	伊勢自動車道	久居IC ~ 一志嬉野IC	1	—	3	2
勢和多気IC ~ 玉城IC			2	2			
一般国道1号 (新湘南バイパス)	新湘南バイパス	藤沢IC ~ 茅ヶ崎中央IC	1	—	1	—	
計				3路線 12区間		22橋	
西 会 社	中央自動車道西宮線	名神高速道路	八日市IC ~ 大津IC	7	20	12	34
			京都東IC ~ 京都南IC	1	4		
			大山崎JCT ~ 吹田JCT	3	4		
			吹田IC ~ 豊中IC	1	6		
	近畿自動車道 天理吹田線	西名阪自動車道 近畿自動車道	摂津南IC ~ 門真IC	2	2	8	16
			法隆寺IC ~ 天理IC	2	4		
			東大阪北IC ~ 長原IC	4	10		
	近畿自動車道 松原那智勝浦線	阪和自動車道	美原南IC ~ 堺JCT	1	4	8	44
			堺IC ~ 泉佐野JCT	3	36		
			阪南IC ~ 海南東IC	4	4		
近畿自動車道敦賀線	舞鶴若狭自動車道	三田西IC ~ 福知山IC	3	30	6	30	
		舞鶴西IC ~ 小浜西IC	3	—			



会社名	路線名	道路名	区間	区間数	分離橋りょう数	区間数計	分離橋りょう数計
西会社	中国縦貫自動車道	中国自動車道	中国池田IC ～ 神戸JCT	4	22	18	52
			滝野社IC ～ 加西IC	1	2		
			福崎IC ～ 佐用IC	4	6		
			新見IC ～ 東城IC	1	2		
			庄原IC ～ 高田IC	3	4		
			広島北JCT ～ 鹿野IC	4	16		
			徳地IC ～ 山口IC	1	—		
	山陽自動車道 吹田山口線	山陽自動車道	神戸JCT ～ 三木JCT	2	12	36	323
			三木東IC ～ 龍野西IC	6	54		
			備前IC ～ 山陽IC	2	26		
			岡山IC ～ 岡山JCT	1	10		
			倉敷IC ～ 福山西IC	5	73		
			尾道IC ～ 広島東IC	7	46		
			広島IC ～ 廿日市JCT	3	29		
			大竹JCT ～ 山口JCT	9	67		
	中国横断自動車道 姫路鳥取線	播磨自動車道	播磨JCT ～ 播磨新宮IC	1	—	2	2
			宍粟JCT ～ 佐用JCT	注(4) 1	注(4) 2		
	中国横断自動車道 岡山米子線	岡山自動車道 米子自動車道	賀陽IC ～ 北房JCT	2	—	6	6
			湯原IC ～ 米子IC	4	6		
	中国横断自動車道 広島浜田線	広島自動車道 浜田自動車道	広島北IC ～ 広島JCT	2	22	6	24
			千代田JCT ～ 浜田JCT	4	2		
	四国縦貫自動車道	徳島自動車道 松山自動車道	藍住IC ～ 川之江東JCT	5	7	8	15
			いよ西条IC ～ いよ小松JCT	1	2		
			松山IC ～ 内子五十崎IC	2	6		
	四国横断自動車道 阿南四万十線	高松自動車道 高知自動車道	高松西IC ～ 善通寺IC	2	2	5	6
			土佐IC ～ 須崎東IC	1	—		
			新宮IC ～ 大豊IC	1	—		
			高知IC ～ 伊野IC	1	4		
九州縦貫自動車道 鹿児島線	九州自動車道	新門司IC ～ 若宮IC	6	38	18	166	
		福岡IC ～ みやま柳川IC	7	38			
		松橋IC ～ えびのIC	4	88			
		薩摩吉田IC ～ 鹿児島北IC	1	2			
九州横断自動車道 長崎大分線	長崎自動車道 大分自動車道	鳥栖IC ～ 諫早IC	9	88	20	173	
		鳥栖JCT ～ 玖珠IC	7	63			
		九重IC ～ 湯布院IC	1	2			
		速見JCT ～ 大分IC	3	20			
東九州自動車道	東九州自動車道	速見JCT ～ 大分IC	注(5) 3	注(5) 20	4	20	
		宮崎西IC ～ 清武IC	1	—			注(5) (3)
関西国際空港線	関西空港自動車道	上之郷IC ～ りんくうJCT	2	4	2	4	
関門自動車道	関門橋	門司港IC ～ 門司IC	1	—	1	—	
沖縄自動車道	沖縄自動車道	石川IC ～ 北中城IC	3	10	3	10	
一般国道1号 (京滋バイパス)	京滋バイパス	瀬田東IC ～ 笠取IC	3	20	3	20	
一般国道2号 (第二神明道路)	第二神明道路	大蔵谷IC ～ 伊川谷JCT	1	2	4	16	
		玉津IC ～ 明石西IC	2	8			
		長坂IC ～ 永井谷JCT	1	6			
一般国道2号 (広島岩国道路)	広島岩国道路	大野IC ～ 大竹JCT	2	26	2	26	

会社名	路線名	道路名	区間	区間数	分離橋りょう数	区間数計	分離橋りょう数計
西 会 社	一般国道3号 (南九州西回り自動車道 (八代日奈久道路))	南九州自動車道 (八代日奈久道路)	八代JCT ~ 八代南IC	1	2	1	2
	一般国道3号 (南九州西回り自動車道 (市来~鹿児島西))	南九州自動車道 (鹿児島道路)	伊集院IC ~ 鹿児島西IC	2	2	2	2
	一般国道9号(安来道路)	山陰道(安来道路)	米子西IC ~ 東出雲IC	2	—	2	—
	一般国道10号(椎田道路)	椎田道路	みやこ豊津IC ~ 椎田南IC	3	—	3	—
	一般国道10号 (宇佐別府道路)	宇佐別府道路	宇佐IC ~ 速見IC	4	—	4	—
	一般国道10号 (日出バイパス)	日出バイパス	速見IC ~ 日出IC	1	—	1	—
	一般国道10号(隼人道路)	隼人道路	隼人東IC ~ 加治木IC	2	—	2	—
	一般国道24号 (京奈和自動車道 (京奈道路))	京奈和自動車道 (京奈道路)	城陽JCT ~ 木津IC	6	4	6	4
	一般国道34号 (長崎バイパス)	長崎バイパス	川平IC ~ 西山町IC	1	—	1	—
	一般国道196号 (今治・小松自動車道 (今治小松道路))	今治小松自動車道	いよ小松JCT ~ いよ小松北IC	1	—	1	—
	一般国道478号 (京都縦貫自動車道)	京都縦貫自動車道 (京都丹波道路)	沓掛IC ~ 千代川IC	4	14	6	14
八木西IC ~ 丹波IC			2	—			
一般国道497号 (西九州自動車道 (武雄佐世保道路))	西九州自動車道 (武雄佐世保道路)	武雄南IC ~ 佐世保大塔IC	3	8	3	8	
計				32路線		200区間	995橋
本 四 会 社	一般国道28号 (本州四国連絡道路 (神戸・鳴門ルート))	神戸淡路鳴門 自動車道	布施畑IC ~ 垂水IC	1	2	5	58
			淡路IC ~ 洲本IC	4	56		
	一般国道30号 (本州四国連絡道路 (児島・坂出ルート))	瀬戸中央自動車道	水島IC ~ 児島IC	1	16	1	16
	一般国道317号 (本州四国連絡道路 (尾道・今治ルート))	西瀬戸自動車道	西瀬戸尾道IC ~ 尾道大橋出入口	1	—	2	—
因島北IC ~ 因島南IC			1	—			
計				3路線		8区間	74橋
4 会社合計				67路線		381区間	1345橋

注(1) 区間とは、インターチェンジ又はジャンクション間を指す。

注(2) 分離橋りょう数は、工事契約未締結である橋りょう数を示しており、区間内に分離橋りょうが設置されていない場合は「—」としている。

注(3) 当該区間は、いずれも東北横断自動車道酒田線庄内空港IC~酒田中央ICの各区間と重複している。

注(4) 当該区間及び分離橋りょうは、いずれも中国縦貫自動車道福崎IC~佐用ICの各区間及び当該区間における該当分離橋りょうと重複している。

注(5) 当該区間及び分離橋りょうは、いずれも九州横断自動車道長崎大分線速見JCT~大分ICの各区間及び当該区間における該当分離橋りょうと重複している。

(2) 分離橋りょうの上下線の2橋の橋脚補強を同時に実施していた事態

前記4,454橋のうち分離橋りょう1,873橋について、橋脚補強の実施状況をみたところ、表3のとおり、橋脚補強を実施している528橋全てについて、並行する上下線の2橋の橋脚補強を同時に実施していた(橋脚補強等に係る契約計123件、契約金額計3504億1622万円(東会社8件470億7365万円、中会社13件264億0124万円、西会社89件2543億0175万円、本四会社13件226億3957万円))。

一方、4会社は、これまでの高速道路の整備に当たり、予定していた4車線のうち2車線を暫定的に整備して段階的に供用を開始(当該段階を「暫定整備段階」)し、その後4車線として完成させる整備手法を用いてきた経緯がある。しかし、4会社は、地震時のミッシングリンクが生ずるおそれがある区間等の早期の解消に当たっては、上記の高速道路を整備する際に用いたような、暫定的に上下線のいずれか一方の分離橋りょうの橋脚補強を実施する整備手法を用いていなかった。今後、4会社が、工事契約の締結に至らない分離橋りょう1,345橋の橋脚補強を進めるに当たっては、施工上の制約により多額の仮設費用を伴う場合等があることを踏まえる必要があるものの、上記のような効率的な整備手法を用いることにより、地震時のミッシングリンクが生ずるおそれがある区間等を早期に解消することができると認められる。

表3 地震時のミッシングリンクが生ずるおそれがある区間等における分離橋りょうの橋脚補強の実施状況(令和4年度末現在)

(単位：橋)

会社名	分離橋りょう	工事完了又は工事中		工事契約未締結
		上下線の一方の橋脚補強を実施	上下線の2橋同時に橋脚補強を実施	
東会社	274	0	20	254
中会社	88	0	66	22
西会社	1,375	0	380	995
本四会社	136	0	62	74
計	1,873	0	528	1,345

(3) 機能回復性能が確保された橋りょうが並行して設置されているのに暫定整備段階で設置した橋りょうの橋脚補強を実施していた事態

段階的に整備を進めて4車線化した区間の橋りょうの中には、暫定整備段階に設置された機能回復性能が確保されていない橋りょうがある一方、その後車線を追加して整備する段階において、既に機能回復性能が確保されている橋りょうが並行して設置されている場合は、暫定整備段階に設置された橋りょうの橋脚が損傷したとしても当該橋りょうに起因して地震時のミッシングリンクが生ずるおそれはないことになる。

そこで、上記の条件に該当する295橋における橋脚補強の実施状況をみたところ、表4のとおり、機能回復性能が確保された車線を追加して整備した後は地震時のミッシングリンクが生ずるおそれはないにもかかわらず、3会社は、暫定整備段階に設置された89橋について橋脚補強を実施していた(橋脚補強等に係る契約計39件、契約金額計936億7941万円(東会社7件181億0974万円、中会社13件253億7022万円、西会社19件501億9944万円))。

表4 機能回復性能が確保された橋りょうが並行して設置されている区間に暫定整備段階で設置された橋りょうの橋脚補強の実施状況(令和4年度末現在)

(単位：橋)

会社名	橋脚補強の対象	工事完了又は工事中	工事契約未締結
東会社	97	10	87
中会社	74	34	40
西会社	124	45	79
計	295	89	206

一つの契約で(2)及び(3)の事態が重複しているものを控除して各事態の橋脚補強等に係る契約について合計すると、契約計149件、契約金額計4129億9133万円(東会社14件602億8839万円、中会社24件476億2886万円、西会社98件2824億3449万円、本四会社13件226億3957万円)となる。

4会社は、橋脚補強を計画的に進めて早期に完了することを目指しているにもかかわらず、多くの区間等において地震時のミッシングリンクが生ずるおそれがある状況下において、橋脚補強の実施に当たり、分離橋りょうについて暫定的に上下線いずれか一方の橋りょうの橋脚補強を実施するという効率的な整備手法を用いていなかった。また、3会社は、段階的に4車線化した区間の橋りょうについて、機能回復性能が確保された車線を追加して整備した後は地震時のミッシングリンクが生ずるおそれはないにもかかわらず、暫定整備段階に設置された橋りょうの橋脚補強を実施していた。

このように、地震時のミッシングリンクが生ずるおそれがある区間等を早期に解消させるための整備手法を用いていない事態は適切ではなく、改善の要があると認められる。

**本院が表示する意見** 4会社において、地震時のミッシングリンクが生ずるおそれがある区間等を早期に解消させるために、現地の条件等を踏まえた橋脚補強の効率的な整備手法について検討を行い、今後の整備手法の方針等を決定し各支社等に対して通知するなどの措置を講ずるよう意見を表示する。

分離橋りょうの上下線の2橋の橋脚補強を同時に実施していた事態



橋脚補強前



橋脚補強後(上下線2橋を同時に補強)

(検査報告460ページ)

(前掲71ページ「令和4年度決算検査報告の特色」参照)



- (3 東日本高速道路株式会社、4 中日本高速道路株式会社、  
5 西日本高速道路株式会社)



処置済 プレキャストコンクリート床版等の非破壊試験の頻度について

＜要点＞

橋りょうのプレキャストコンクリート製の床版及びその接合部の設計に当たり、鉄筋のかぶりを確認するための非破壊試験について、プレキャストコンクリート製の床版の特徴及び製作状況並びにその接合部の構造等を考慮した適切な頻度とするよう改善させたもの(指摘金額：東会社2650万円、中会社2340万円、西会社6120万円)

プレキャストコンクリート製の床版等の非破壊試験等の概要

(1) プレキャストコンクリート製の床版等の概要

東日本高速道路株式会社(以下「東会社」、)中日本高速道路株式会社(以下「中会社」)及び西日本高速道路株式会社(以下「西会社」、これらの会社を「3会社」)は、高速道路の改築、修繕等として、既設橋りょうの老朽化した鉄筋コンクリート製の床版を取り替える工事(以下「床版取替工事」)等において、プレキャストコンクリート製の床版(以下「プレキャスト床版」)を多数使用している。

プレキャスト床版は、主に工場で作製されるため、品質管理が場所打ちコンクリート製の床版(以下「場所打ち床版」)より容易であり、品質にばらつきが少なく、また、工事現場での省力化、工期短縮等を図ることができるものとなっている。そして、3会社は、床版取替工事においてプレキャスト床版を用いることを標準とするなどしている。

プレキャスト床版を用いた床版取替工事等の施工に当たっては、架設したプレキャスト床版同士を接合して、橋りょうの延長に合わせた一連の床版を構築することから、プレキャスト床版同士を接合するための部分(以下「床版接合部」)が生ずることとなる。そして、プレキャスト床版の接合は、プレキャスト床版に固定された鉄筋を隣のプレキャスト床版の鉄筋と重ね合わせるなどした後、当該床版接合部にコンクリートを充填する方法が標準となっている(参考図1及び2参照)。

(2) 非破壊試験等の概要

3会社は、道路の建設及び維持修繕に関わるコンクリート構造物について、コンクリート施工管理要領(以下「コンクリート要領」)等に基づき施工管理を行うこととしている。コンクリート要領によれば、橋りょう上部構造等のコンクリート構造物は、完成した構造物における鉄筋のかぶり<sup>(注)</sup>が適切であるかなどを非破壊試験によって確認しなければならないこととされている。

そして、非破壊試験の頻度は、場所打ち床版は橋軸方向に10m当たり上面及び下面の2か所、プレキャスト床版は製作工場において出荷前に1枚当たり上面及び下面の2か所、床版接合部は工事現場においてコンクリート充填後に1接合部当たり上面及び下面の2か所とされている。3会社は、高速道路は、高速走行等による構造物への負荷が大きいこと、床版等について補修が必要となった場合には大規模な交通規制が必要となるなど社会的な影響が大きいことなどを踏まえて、所定の品質を確保していることを確認するためにこれらの頻度を定めたとしている。

(注) 鉄筋のかぶり コンクリートと鉄筋との付着の確保、鉄筋の腐食の防護等のために設けられるコンクリートの厚さで、コンクリート内の鉄筋の表面からコンクリートの表面までの最短距離をいう。

**検査の結果** 令和4年度に契約を締結した工事のうち、プレキャスト床版を使用している全ての工事である東会社15工事(工事費計537億5469万円)、中会社10工事(工事費計1031億5129万円)、西会社8工事(工事費計542億1526万円)、計33工事(工事費計2111億2124万円)を対象として検査した。

33工事のうち非破壊試験に要する費用(以下「非破壊試験費」)を積上げ計上していた28工事(東会社12工事、中会社8工事、西会社8工事)は、全ての工事においてプレキャスト床版及び床版接合部の非破壊試験を、プレキャスト床版の1枚及び床版接合部の1接合部当たりそれぞれ上面及び下面の2か所等の頻度で実施することとして設計していた。そして、その積算額は、表のとおり、計1億7448万円(東会社4598万円、中会社3769万円、西会社9081万円)となっていた。

表 プレキャスト床版及び床版接合部の非破壊試験費を積上げ計上していた工事

(単位：工事、千円)

会社名	プレキャスト床版を使用している工事数	プレキャスト床版及び床版接合部の非破壊試験費を積上げ計上している工事		プレキャスト床版の非破壊試験費を積上げ計上している工事		床版接合部の非破壊試験費を積上げ計上している工事	
		工事数	積算額 (A) = (B) + (C)	工事数	積算額 (B)	工事数	積算額 (C)
東会社	15	12	45,980	11	28,628	7	17,352
中会社	10	8	37,695	7	23,978	5	13,716
西会社	8	8	90,813	6	48,553	5	42,260
計	33	28	174,489	24	101,160	17	73,329

注(1) 一つの工事でプレキャスト床版及び床版接合部の両方の非破壊試験費を積上げ計上している工事があるため、それぞれの工事数を集計しても「プレキャスト床版及び床版接合部の非破壊試験費を積上げ計上している工事」の工事数の計とは一致しない。

注(2) 積算額は表示単位未満を切り捨てているため、各項目を集計しても計と一致しない。

### (1) プレキャスト床版の非破壊試験の頻度がプレキャスト床版の特徴及び製作状況を考慮したものとなっていなかった事態

「コンクリート標準示方書」によれば、工場で作製されるプレキャストコンクリート製品は、工場内で使用材料、製造等に対する一貫した品質管理を行うことなどで品質にばらつきが少ない製品を工事現場に供給することができるものとされており、鉄筋のかぶりなどの確認は任意の抜取りにより行うのが一般的であるとされている。そして、3会社は、工事において使用するプレキャスト床版の製作工場について、過去に3会社へプレキャスト床版の納入実績があること又はプレキャストプレストレストコンクリート製品の日本産業規格の認証を受けていることを要件とするなどしており、3会社の工事において使用されるプレキャスト床版は、品質管理の体制が整っていて上記のような製作環境が確保された工場で作製されている。

このように、3会社におけるプレキャスト床版の特徴を踏まえれば、一連の製作工程において1回にコンクリートを打設できる範囲(以下「ロット」)で作製されたものについては、非破壊試験を一定の頻度で抜き取ったものに対して行えば、鉄筋のかぶりが適切に確保できているかを確認できるものとなっていた。

そして、3会社の過去の工事でのプレキャスト床版の製作状況をみたとすると、製作工場における1回のロットで作製するプレキャスト床版の数量は、約95%の工事において2枚以上となっていた。

このため、3会社の工事において使用されるプレキャスト床版の特徴及び製作状況を踏まえる

と、その非破壊試験の頻度は、1枚当たり上面及び下面の2か所より低い頻度とすることができる状況となっていた。

**(2) 床版接合部の非破壊試験の頻度が床版接合部の構造等を考慮したものとなっていなかった事態**

床版接合部に配置される鉄筋は、前記のとおりプレキャスト床版のコンクリートに固定されていて、コンクリートの充填の際に動かないものとなっている(参考図2参照)。一方、床版接合部は、工事現場でプレキャスト床版を架設した後にコンクリートを充填するものである。したがって、床版接合部のコンクリートの自重がプレキャスト床版を載せる桁に作用することで、桁にたわみが生じて、床版接合部に充填したコンクリートが沈み込み、コンクリートの表面の位置が変わることなどにより、鉄筋のかぶりに不足等が生ずるおそれがある。

上記の構造等を踏まえれば、床版接合部の非破壊試験は、桁のたわみが鉄筋のかぶりに影響しているかを確認すればよいものとなっていた。

そして、桁のたわみは支承と支承の間(以下「支間」)で生ずるものであり、床版取替工事の対象となる橋りょうの一般的な支間の延長が30m程度であること、床版接合部と同様に充填したコンクリートの自重によるたわみの影響を受ける場所打ち床版の非破壊試験の頻度は橋軸方向に10m当たり上面及び下面の2か所であることなどを踏まえると、床版接合部の非破壊試験の頻度は、1接合部当たり上面及び下面の2か所より低い頻度とすることができる状況となっていた。

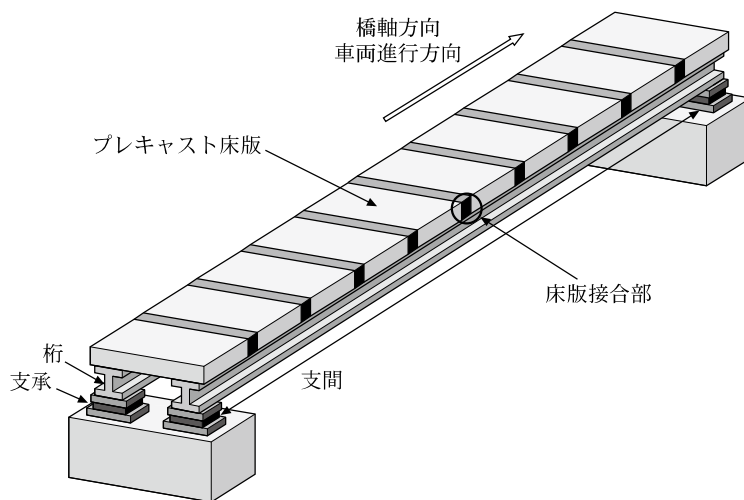
このように、プレキャスト床版及び床版接合部の非破壊試験について、プレキャスト床版の特徴及び製作状況並びに床版接合部の構造等を考慮することなく、プレキャスト床版の1枚及び床版接合部の1接合部当たりそれぞれ上面及び下面の2か所等の頻度で実施することとして設計していた事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

**低減できた積算額** 前記の28工事の非破壊試験費の積算額、東会社12工事4598万円、中会社8工事3769万円、西会社8工事9081万円について、前記のプレキャスト床版の特徴及び製作状況並びに床版接合部の構造等を踏まえて、プレキャスト床版は2枚当たり上面及び下面の2か所、床版接合部は1支間当たり3接合部の上面及び下面の6か所(参考図3参照)等の頻度により、それぞれ非破壊試験を実施することとして試算すると、東会社1945万円、中会社1427万円、西会社2955万円となり、それぞれ約2650万円、約2340万円、約6120万円低減できたと認められた。

**3会社が講じた改善の処置** 3会社は、5年8月に、コンクリート要領を改定し、プレキャスト床版及び床版接合部の非破壊試験について、プレキャスト床版は2枚当たり上面及び下面の2か所、床版接合部は1支間当たり上面及び下面の6か所の頻度でそれぞれ実施することとして、同年9月からこれを適用する処置を講じた。

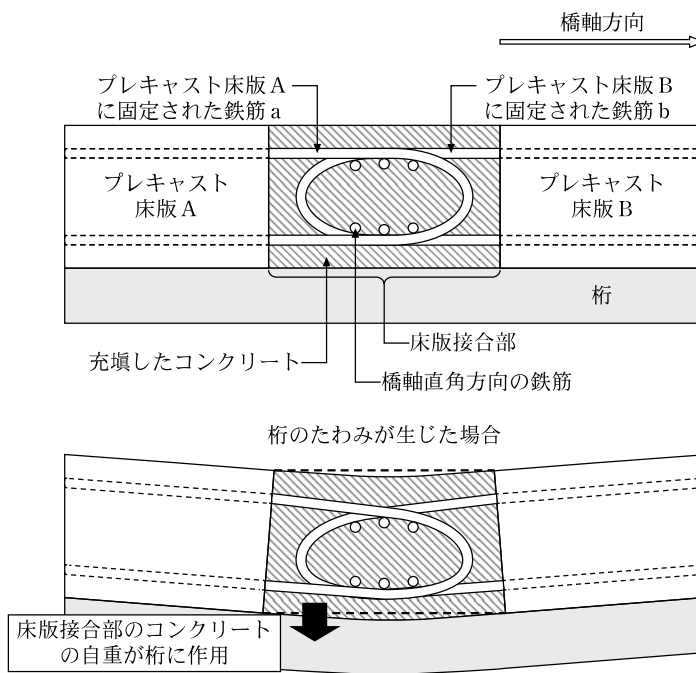
<参考図1>

プレキャスト床版を使用した橋りょうの概念図



<参考図2>

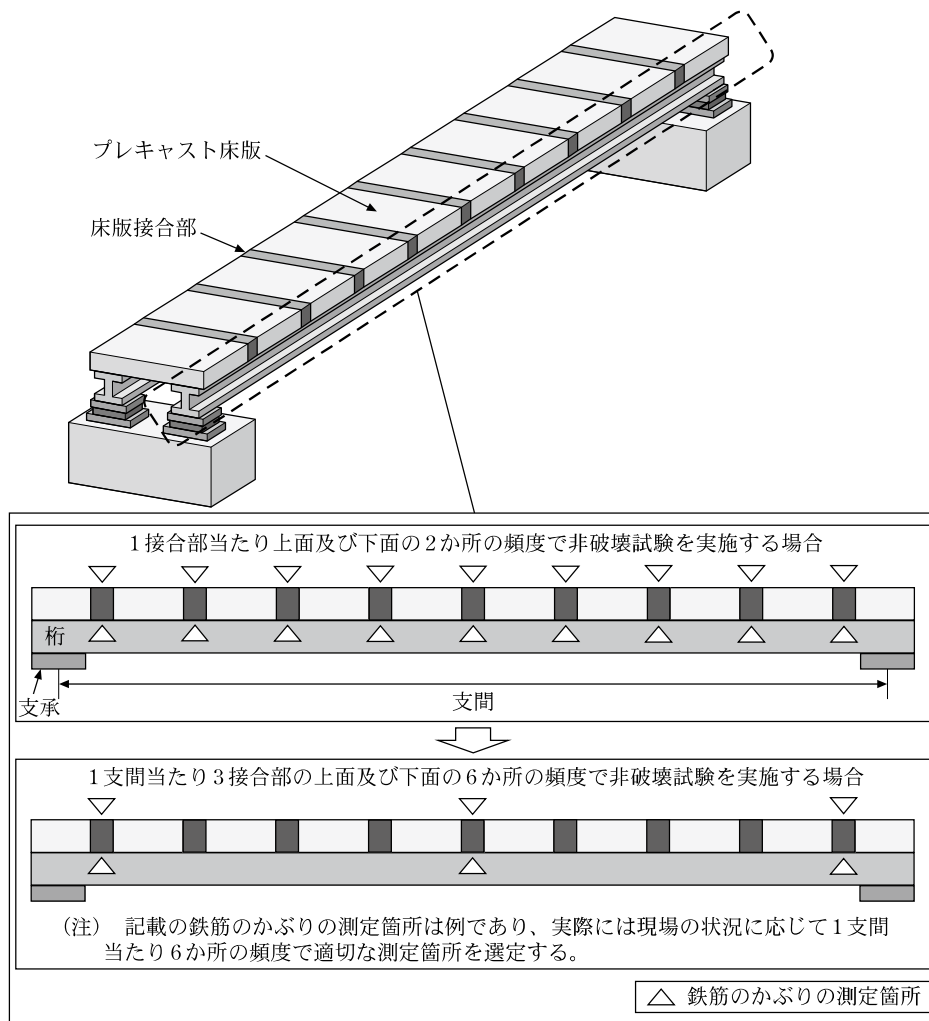
床版接合部の断面の概念図





<参考図3>

床版接合部の非破壊試験の頻度の概念図



(検査報告469ページ)

◎ 7 日本年金機構

**不 当** 警備業務に係る委託契約において、予定価格の積算に当たり、警備員の1時間当たりの人件費単価の算出を誤ったこと及び平日の巡回警備に係る1日当たりの配置時間数を過大に設定していたことにより、契約額が割高

<要点>

警備業務に係る委託契約において、予定価格の積算に当たり、警備員の1時間当たりの人件費単価の算出を誤ったこと及び平日の巡回警備に係る1日当たりの配置時間数を過大に設定していたことにより、契約額が5700万円割高となっていて、不当と認められる。

**警備業務に係る委託契約の概要等** 日本年金機構は、令和4年6月1日から7年5月31日までの間における本部施設の警備業務について、総合評価落札方式による一般競争入札により、テイケイ株式会

社に契約額4億9500万円で委託している。

機構は、仕様書等において、警備員の配置箇所を平日と休日に分けてそれぞれ定め、配置箇所に警備員が常駐して行う警備(以下「常駐警備」)については、配置箇所ごとに常駐させる時間帯を示している。また、施設を警備員が巡回して行う警備(以下「巡回警備」)については、平日は原則として1日に計5回の巡回を行うとしてそれぞれ巡回する時刻を定めている。

機構は、賃金構造基本統計調査(以下「賃金センサス」)における「きまって支給する現金給与額<sup>(注)</sup>」「年間賞与その他特別給与額」等から算出した1か月当たりの人件費を基に、午前5時から午後10時までの間の1時間当たりの人件費単価(以下「日勤単価」)を算出し、また、午後10時から午前5時までの深夜時間帯については、労働基準法に定める割増しの対象になるとして、日勤単価に1.25を乗じてこの間の1時間当たりの人件費単価(以下「夜勤単価」)を算出しており、これらの単価に委託期間において必要な配置人数及び配置時間数を乗ずるなどして予定価格を積算している。

**検査の結果** 機構が賃金センサスを基に算出した日勤単価及び夜勤単価は、時間外勤務手当等や賞与等を含むものとなっていた。しかし、複数の警備員が交替で常駐警備と巡回警備に従事することで警備員1名の1日当たりの労働時間が8時間を超えないようにすることが可能であることなどから、日勤単価及び夜勤単価の算出に当たり、時間外勤務手当等を含める必要はなかった。また、労働基準法等によれば、深夜時間帯の労働に係る割増賃金の基礎となる賃金には賞与等は算入しないこととされていることから、夜勤単価について、賞与等を算入していない1時間当たりの人件費単価を算出した上で、これに割増率である25/100を乗じて得た割増額を日勤単価に加算する方法により算出すべきであった。

さらに、機構は、巡回警備に係る人件費について、平日1日当たりの配置時間数を24時間と設定し、これに委託期間のうち平日の総日数を乗じて算出した日勤又は夜勤に係る総時間数に日勤単価又は夜勤単価を乗じて積算していた。しかし、仕様書等において、平日の巡回警備は原則として1日に計5回の巡回を行うとされているものの、1回当たりの所要時間数は示されていなかったことから、過去に機構から本部の警備業務に係る委託を受けていた受託事業者のシフト表等を確認したところ、1日当たりの配置時間数は最大でも計8.5時間程度(1回当たりの所要時間数は1.7時間)となっていて、終日(24時間)配置されるものとはなっていなかった。

したがって、日勤単価及び夜勤単価について、算定の基礎となる1か月当たりの人件費から時間外勤務手当等を除外するなどして算出するとともに、平日の巡回警備に配置する警備員の1日当たりの配置時間数を8.5時間とするなどして予定価格を修正計算すると4億3793万円となり、本件契約額4億9500万円はこれに比べて約5700万円割高となっていて不当と認められる。(検査報告475ページ)

## 処 置 済 国民年金保険料収納業務の請負契約に係る予定価格の積算について

### < 要点 >

国民年金保険料収納業務に係る請負契約において、業務の実態をより適切に反映した実施見込件数を用いて予定価格を積算することにより、予定価格が適切に算定されるよう改善させたもの(指摘金額3億0920万円)

(注) きまって支給する現金給与額 事業所の就業規則等で定められた給与に関する支給条件及び算定方法によって支給された現金給与額をいい、基本給、通勤手当、家族手当等が含まれるほか、時間外勤務手当等も含まれる。

**国民年金保険料収納業務等の概要**

**(1) 国民年金保険料収納業務に係る請負契約の概要**

日本年金機構は、日本年金機構法等に基づき、国民年金保険料の滞納者に対して行う納付の勧奨(以下「納付督励」)等の業務を民間事業者に委託するなどして実施している。納付督励等の委託は、透明かつ公正な競争の下で民間事業者の創意と工夫を適切に反映させることにより、公共サービスをより良質かつ低廉に行うことを目的とする「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」に基づき実施されている。機構は、納付督励等の委託に当たり、全国の年金事務所を複数の契約地区に区分して、令和2年7月に、同年10月から5年4月までの間を事業対象期間とする請負契約(以下「令和2年契約」)17件を2民間事業者との間で、5年1月に、同年5月から8年4月までの間を事業対象期間とする請負契約(以下「令和5年契約」)15件を2民間事業者との間で、それぞれ締結している。

機構は、「国民年金保険料収納事業民間競争入札実施要項(令和5年5月開始事業)」等に基づき、総合評価落札方式による一般競争入札で契約の相手方となる民間事業者を選定している。機構は、実施要項等において、上記の事業対象期間を年度で3期に分割して、期ごとの納付率の目標等を定めている。入札に参加する民間事業者は、機構から提供される納付督励等の過去の実績値等を参考に、納付率の目標を達成できるよう、機構が求める最低限の督励実施頻度を上回る納付督励等の実施見込件数(以下「提案件数」)を期ごとに設定するなどした提案書を機構に提出している。

事業を受託した民間事業者(以下「受託事業者」)は、契約締結後、各期の開始前に、納付督励等を実際に行うための督励実施計画を作成し、機構の承認を得ている。受託事業者は、各期の督励実施計画において、提案件数と同様の手法により納付督励等の実施見込件数(以下「計画件数」)を設定し、計画件数に達するよう納付督励等を実施している。

実施要項等によれば、納付督励等の具体的な手段・手法の詳細は受託事業者の提案に委ねるものとするが、従来の納付督励等の実績を参考とし、適切かつ効果的に納付督励等を実施することとされている。機構は、この点を考慮して、計画件数が提案件数と乖離していても、過去の実績を踏まえた合理的な内容であり、納付率の目標を達成し得ると判断した場合には、計画件数を含めて督励実施計画を承認するとしている。

**(2) 令和5年契約に係る予定価格の積算**

機構は、契約地区ごとに、人件費等の必要な経費を期ごとに積み上げて予定価格を積算しており、電話による納付督励等(以下「電話督励」)に係る人件費については次のとおり算出している。

- ① 電話番号を把握している滞納者数に、最低限の督励実施頻度に基づく滞納者1人当たりの督励件数を乗じて、電話督励を最低限実施すべき件数(以下「最低実施件数」)を算出する。
- ② 前回契約である令和2年契約の提案件数を同契約の最低実施件数で除することにより、最低実施件数に対して受託事業者が実際に納付督励等を行うと見込まれる件数が何倍になるかを示す倍率(以下「勧奨倍率」)を算出する。
- ③ ①の最低実施件数に、②の勧奨倍率を乗じて、実施予定件数を算出する(次式参照)。

$$\boxed{\text{実施予定件数}} = \boxed{\text{最低実施件数}} \times \left[ \frac{\text{勧奨倍率}}{\left( \frac{\text{令和2年契約の提案件数}}{\text{令和2年契約の最低実施件数}} \right)} \right]$$

- ④ ③の実施予定件数を基にオペレーターの必要席数を算出し、これに人件費単価を乗ずるなど



して電話督促に係る人件費を算出する。

機構は、最低実施件数に勧奨倍率を乗じた実施予定件数に基づいて電話督促に係る人件費を算出している理由について、納付率の目標の達成のためには、最低限の督促実施頻度以上に納付督促等を実施する必要があることから、受託事業者が実際に行うと見込まれる電話督促の件数を予定価格の積算に反映させるためであるとしている。

**検査の結果** 令和5年契約15件(契約金額計65億1949万円、予定価格計75億2749万円)を対象として検査した。

機構は、前記のとおり、令和5年契約の予定価格の積算に当たり、勧奨倍率について、令和2年契約の最低実施件数に対する提案件数の倍率により算出している。また、機構は、計画件数が提案件数と*かい離*していても、過去の実績を踏まえた合理的な内容であり、納付率の目標を達成し得ると判断した場合には、計画件数を含む督促実施計画を承認するとしている。そこで、令和2年契約について、提案件数と計画件数とを比較したところ、17件の第1期から第3期までの全ての期において両者は一致しておらず、各期の提案件数に対する計画件数の増減率は、最も増加したもので15.79%、最も減少したもので△55.85%となっていた。また、事業対象期間全体でみると、提案件数計84,398,224件に対して計画件数は計77,854,061件となっていて、上記の増減率は△7.75%となっていた。

提案件数と計画件数とが*かい離*している理由について、最も*かい離*が大きかった契約の受託事業者を確認したところ、提案件数は、契約開始前の実績値を基に3期分を一括して作成している一方、計画件数は、各期における直近の実績値を基に期ごとに作成しており、両者の作成時期が異なることにより、計画件数の方が用いる実績値の時点が新しくなるためであるとしている。また、機構の事業実施部署(以下「実施部署」)は、この点について、民間事業者の創意と工夫により、期を重ねるごとに効果的な納付督促等が実施できるようになれば、提案件数と計画件数との間に*かい離*が生ずることもあるなどとしている。そして、機構の予定価格積算部署(以下「積算部署」)は、勧奨倍率を用いて予定価格を積算している理由について、前記のとおり、受託事業者が実際に行うと見込まれる電話督促の件数を予定価格に反映させるためであるとしている。

しかし、積算部署は、実施部署から令和2年契約の計画件数に係る情報が共有されていなかったことから、前記のとおり、令和5年契約の予定価格の積算に当たり、受託事業者の創意と工夫が反映された直近の実績値を基に作成された令和2年契約の計画件数ではなく、それよりも古い実績値を基に作成された令和2年契約の提案件数に基づくなどして算出した勧奨倍率を用いて電話督促に係る人件費を算出していた。

したがって、業務の実態を予定価格の積算により適切に反映させるためには、予定価格の積算に用いる勧奨倍率は、前回契約の提案件数ではなく、直近の実績値を基に作成された前回契約の計画件数に基づくなどして算出する必要があると認められた。

このように、機構において、積算部署が実施部署との間で計画件数を共有しておらず、予定価格の積算が業務の実態をより適切に反映したものとなっていなかった事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

**低減できた積算額** 以上のことを踏まえて、計画件数に基づくなどして勧奨倍率を算出して、令和5年契約の予定価格を修正計算すると、72億1822万円となり、予定価格を約3億0920万円低減できたと認められた。

**機構が講じた改善の処置** 機構は、5年8月に、関係部署に対して通知を発出して、次回の契約か



ら、積算部署と実施部署との間で前回契約の計画件数を共有し、積算部署において、前回契約の提案件数に代えて計画件数に基づくなどして算出した勤奨倍率を用いて予定価格を積算することにより、予定価格が業務の実態を反映して適切に算定されるよう処置を講じた。(検査報告477ページ)

**処 置 済** 日本年金機構が設置しているコールセンターで使用する統計管理装置(サーバ)等の機器群における情報セキュリティ対策について

**< 要点 >**

日本年金機構情報セキュリティポリシー等に基づいて実施すべき情報セキュリティ対策を事業担当部署に対して周知徹底することなどにより、情報システムの調達、保守等業務の外部委託等において適切な情報セキュリティ対策が講じられるよう改善させたもの(指摘金額6億1871万円)

**日本年金機構における情報セキュリティ対策の概要等**

**(1) 日本年金機構情報セキュリティポリシーの概要等**

日本年金機構は、多数の情報システムを開発し、管理し、運用するなどしており、これらの情報システムについて、適切な情報セキュリティ対策を講ずるため、日本年金機構情報セキュリティポリシーを策定している。

ポリシーによれば、情報システムとは、ハードウェア及びソフトウェアから成るシステムであって、情報処理又は通信の用に供するものとされている。そして、当該情報システムを所管する情報システムセキュリティ責任者(以下「セキュリティ責任者」)は、情報セキュリティ上の脅威に対抗するために必要となるセキュリティ要件<sup>(注)</sup>を適切に決定し、仕様書等に明記することとされている。また、セキュリティ責任者は、サーバ装置、端末等で使用するソフトウェアに関して公開されているぜい弱性対策を実施するとともに、その状況を定期的に確認し、対策が執られていない場合等には、ぜい弱性対策計画を策定し、必要な措置を講ずることとされている。

機構が管理している情報資産台帳に登録された情報システムは、令和3年10月時点で719システムとなっており、このうち、他の機器と通信を行っており、ソフトウェアのぜい弱性対策等の情報セキュリティ対策を講ずることが特に重要とされる情報システムは、35システムとなっている。

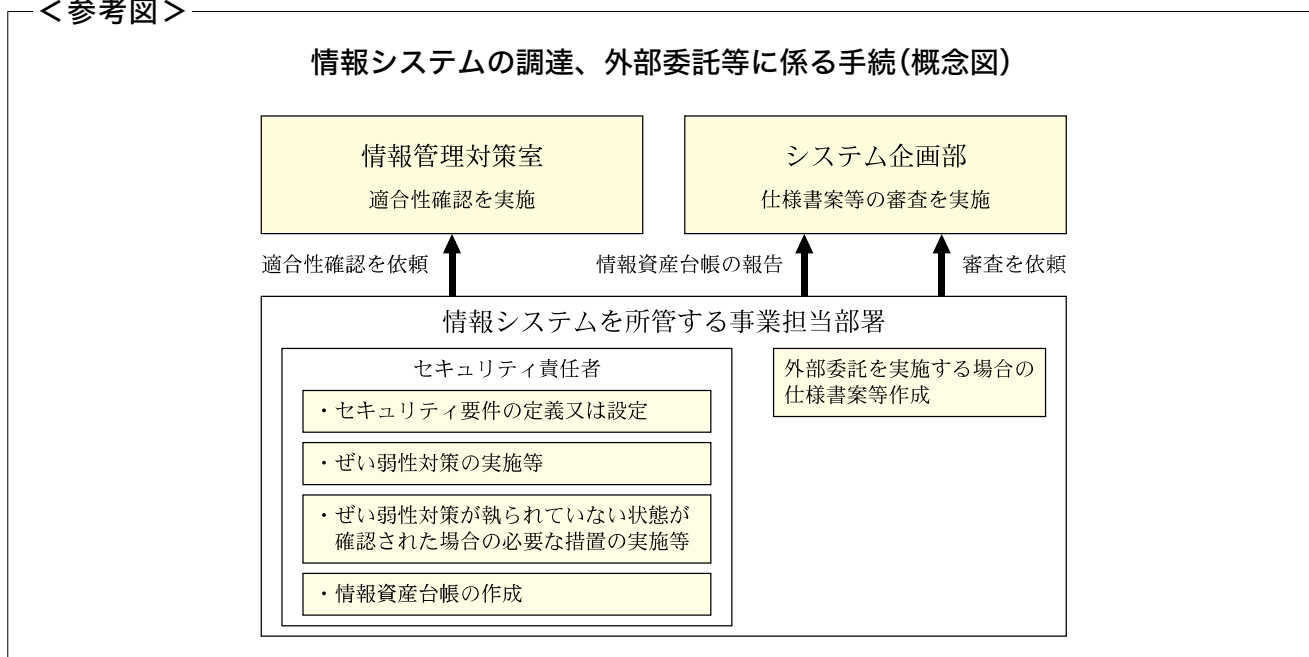
**(2) 情報セキュリティ要件確認実施要領等の概要**

情報管理対策室は、2年3月に情報セキュリティ要件確認実施要領を制定し、セキュリティ責任者等が定義又は設定を行ったセキュリティ要件がポリシーに適合しているかの適合性確認を実施するための手順等を定めて、同年9月から施行しており、事業担当部署は、情報システムの開発、購入、運用等を行おうとする場合、情報管理対策室に対して適合性確認の依頼を行って確認を受けることとなっている。

また、システム企画部は、日本年金機構システム外部委託実施要領を制定し、情報システムの開発、運用等の外部委託の実施に際し、仕様書の作成、受託業者の選定及び契約書の作成等に当たって必要な事項を定めており、事業担当部署は、情報システムの調達等に係る外部委託を実施する場合、契約書、調達仕様書及び要件定義書の各案(これらを「仕様書案等」)を作成し、事前にシステム企画部に仕様書案等の審査を依頼しなければならないこととなっている(参考図参照)。

(注) セキュリティ要件 ポリシーに規定するセキュリティ責任者等が実施する必要がある遵守事項又は基本対策事項

<参考図>



**(3) 相談・サービス推進部が所管している情報システムの概要等**

相談・サービス推進部は、事業担当部署の一つであり、年金相談業務をコールセンター等で実施しており、コールセンターにおいて電話相談に使用するためのコールセンター機器群(以下「CC機器群」)を調達して管理している。CC機器群は、前記35システムの一つであり、構内電話交換機、統計管理装置、ソフトウェア、通話録音装置、操作用パーソナルコンピュータ等で構成されており、調達、運用等に要した費用は、2年4月から5年10月までの間で計6億1871万円となっている。

**検査の結果**

**(1) CC機器群の調達契約等に係るセキュリティ要件の定義又は設定等の状況**

CC機器群には通話録音装置が配置され、電話相談を行う被保険者等(以下「相談者」)とオペレーターとの間でのやり取りは全て同装置に録音される仕組みとなっており、同装置に記録される音声データには年金個人情報が含まれる。したがって、CC機器群については、情報システムとして、年金個人情報等の漏えいなどのリスクを回避するための情報セキュリティ対策を適切かつ確実に実施する必要がある。

しかし、相談・サービス推進部は、CC機器群について、その調達等に当たり、情報セキュリティ対策が必要な情報システムに該当しない事務用の機器等(以下「事務機器」)であると判断し、事務機器として取り扱っていた。

このため、同部が2年4月に実施したCC機器群の調達等及び同年9月以降に実施した保守等業務の外部委託に際して、セキュリティ責任者である相談・サービス推進部長は、セキュリティ要件の定義又は設定を行っていなかった。そして、同部は、システム企画部に対する仕様書案等の内容に係る審査の依頼を行っておらず、また、要件確認要領に基づき、2年9月以降は、情報管理対策室に対するセキュリティ要件に係る適合性確認の依頼を行うこととなったのに、2年9月以降に実施する保守等業務の外部委託に際して、これを行っていなかった。また、システム委託要領によると、外部委託の実施に当たり、仕様書等を作成する場合には、受託業者においてポリシーに適合した情報セキュリティ対策を確実に実施することなどの年金個人情報を保護する上で重要なセキュリティ要件や、受託業者の社員及び再委託先の社員がデータの持ち出しを行わないための対

策及び持ち出しを行った場合の対応策等について定めることとなっているのに、CC機器群の保守等業務に係る外部委託契約の仕様書等においてこれらの内容が定められていなかった。

(2) CC機器群に係るぜい弱性対策の状況

前記のとおり、CC機器群に配置される通話録音装置には相談者とオペレーターとのやり取りが録音され、その音声データには年金個人情報が含まれる。また、ポリシーによれば、セキュリティ責任者は、ぜい弱性対策を実施するとともに、ぜい弱性対策の状況を定期的に確認し、ぜい弱性対策が執られていない状態が確認された場合等には、ぜい弱性対策計画を策定することなどとされている。

しかし、CC機器群において使用されているOSについて、製造元からぜい弱性に係る情報が随時公開されるなどしていたにもかかわらず、セキュリティ責任者である相談・サービス推進部長は、これらの情報を把握していなかった。そのため、セキュリティパッチ<sup>(注)</sup>を適用するなどのぜい弱性対策を実施しておらず、ぜい弱性対策計画の策定についての検討も行っていなかった。

これらのことなどから、CC機器群については、相談者の年金個人情報を含む録音データが漏えいするなどのリスクが回避されているとは認められない状況となっていた。

このように、機構において、CC機器群について、ポリシーに基づく適切な情報セキュリティ対策が講じられておらず、相談者の年金個人情報を含む録音データが漏えいするなどのリスクが回避されているとは認められない状況となっていた事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

**日本年金機構が講じた改善の処置** 機構は、次のような処置を講じた。

ア 相談・サービス推進部は、CC機器群について、5年9月末までに、セキュリティ要件の定義又は設定を行い、適合性確認及び仕様書案等の審査を受けるなどした上で保守等業務に係る外部委託契約を締結するとともに、セキュリティパッチの適用等のぜい弱性対策等を実施し、相談者の年金個人情報を含む録音データが漏えいするなどのリスクを回避するための措置を完了した。

イ 情報管理対策室及びシステム企画部は、5年8月に、事業担当部署に対して指示文書を発出して、情報システムの調達、保守等業務に係る外部委託等に当たっては、ポリシー、要件確認要領及びシステム委託要領に基づき、事前に情報管理対策室の確認及びシステム企画部の審査を受ける必要があることや、情報セキュリティ対策の必要性等に関する情報システムと事務機器の分類上の整理及びそれぞれの調達手続について、改めて周知徹底した。 (検査報告480ページ)

◎ 8 独立行政法人大学入試センター

**処 置 済** 大学入学共通テストに係る試験問題冊子等及びリスニング機器の調達について

＜要点＞

大学入学共通テストに係る試験問題冊子等及びリスニング機器の調達に当たり、教科等別登録割合及びリスニング機器の不具合発生率等を考慮した経済的な調達を継続的に行うよう関係部に周知徹底するなどするとともに、大学入試センターが保有する情報を活用して調達数量の算定基準等を検討するなどする会議を設置して継続的に調達数量を見直す体制を整備することにより、これらの調達が経済的に行われるよう改善させたもの(指摘金額7005万円)

(注) セキュリティパッチ 既に公開されているOSやソフトウェア等において発見されたぜい弱性等に対処するために製造元等から提供されるプログラム



**制度の概要**

**(1) 大学入学共通テストの概要**

独立行政法人大学入試センター(以下「センター」)は、大学に入学を志願する者に対し、大学と共同して大学入学共通テスト(以下「共通テスト」)を実施している。

共通テストの出題教科・科目等(教科及び科目等を「教科等」)のうち「外国語」の科目である「英語」は、リーディング試験及びリスニング試験で構成することとなっている。また、共通テストは、本試験のほか、天災その他の事情により試験が実施できなかった場合の再試験及び病気その他のやむを得ない事情により所定の試験を受験できなかった者に対する追試験を、センターが定めるところにより実施することとなっている。

**(2) 試験問題冊子等及びリスニング機器の調達等**

センターは、令和3、4両年度の共通テストの実施に当たり、表1のとおり、試験問題冊子及び解答用紙(以下「試験問題冊子等」)並びに「英語」のリスニング試験で使用するICプレーヤー、音声メモリー、イヤホン等(以下「リスニング機器」)を調達している。

表1 試験問題冊子等及びリスニング機器の調達に係る契約、調達数量等

調達品目	年度	契約名	契約年月日 (変更契約年月日)	調達数量 (部・台)	支払額 (万円)
試験問題冊子等 <sup>(注)</sup>	令和3	令和4年度大学入学共通テスト 試験問題冊子等の印刷	3年12月21日 (4年2月10日)	4,525,215 4,890,950	16億5157
	4	令和5年度大学入学共通テスト 試験問題冊子等の印刷	4年12月1日 (5年2月10日)	4,445,160 4,807,470	16億8674
リスニング機器	3	令和4年度大学入学共通テスト 英語リスニング用音声機器等賃貸借・輸送等業務	3年6月28日 (3年11月26日)	578,000	18億6079
	4	令和5年度大学入学共通テスト 英語リスニング用音声機器等賃貸借・輸送等業務	4年6月28日 (4年12月12日)	556,350	18億4731

(注) 試験問題冊子等の令和3、4両年度の調達数量欄の上段は試験問題冊子、下段は解答用紙の調達数量である。

**検査の結果**

センターにおいて、3、4両年度の契約で調達した試験問題冊子等(3年度支払額16億5157万円、4年度支払額16億8674万円)及びリスニング機器(3年度支払額18億6079万円、4年度支払額18億4731万円)を対象として検査した。

**(1) 試験問題冊子等及びリスニング機器の調達数量の算定に当たり、教科等別登録割合及び不具合発生率等を十分に考慮していなかった事態**

**ア 試験問題冊子等及びリスニング機器の調達数量の算定に当たり、教科等別登録割合を十分に考慮していなかった事態**

センターは、本試験で使用する志願者用の試験問題冊子等について、原則として、志願者数を推計し(推計した志願者数を「志願者推計数」)、これに、前年度の共通テストにおける全志願者数に占める各受験教科等別の登録者数の割合(以下「教科等別登録割合」)を乗ずるなどして、教科等別の調達数量を算定していた。一方、「英語」の試験問題冊子等及びリスニング機器については、志願者推計数と同数を調達数量として算定しており、教科等別登録割合を考慮していなかった。

しかし、「英語」の教科等別登録割合をみると、3年度98.89%、4年度99.07%となっており、実際には「英語」を登録しない志願者も例年約5,000人いることから、「英語」についてのみ教科等別登録



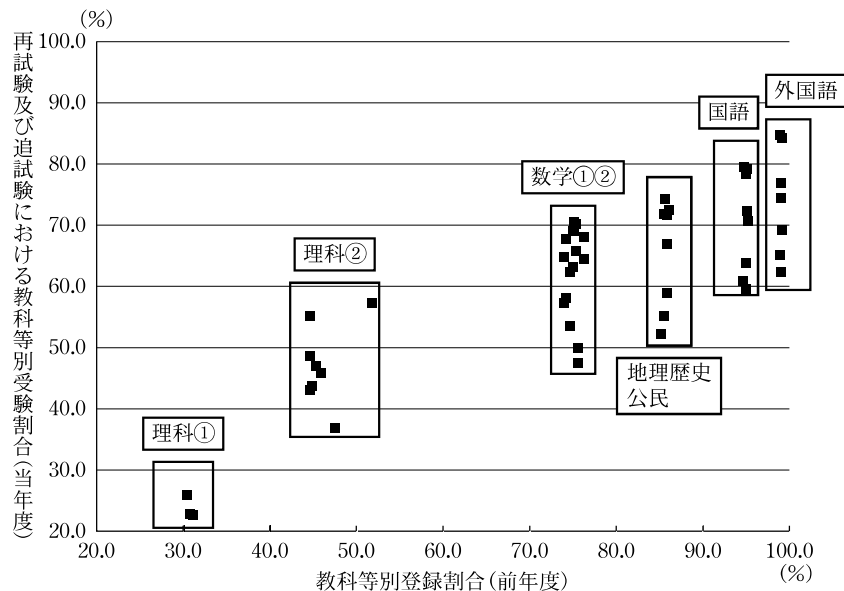
割合を考慮しない理由はなく、他の教科等と同様に考慮して調達数量を算定する必要があると認められた。

また、センターは、再試験及び追試験で使用する受験者用の試験問題冊子等及びリスニング機器について、原則として、再試験及び追試験の受験が想定される人数(以下「想定受験者数」)を見積もり、これと同数を調達数量として算定しており、教科等別登録割合を考慮していなかった。

しかし、教科等別登録割合と再試験及び追試験の受験者数に占める各教科等別の受験者数の割合(以下「教科等別受験割合」)との間には強い正の相関関係がみられたことから、再試験及び追試験について教科等別登録割合を考慮しない理由はなく、本試験と同様に考慮して調達数量を算定する必要があると認められた(参考図参照)。

<参考図>

教科等別登録割合と再試験及び追試験における教科等別受験割合の関係(平成26年度～令和4年度)



(注)「地理歴史・公民」及び「理科②」については、1科目受験者と2科目受験者がいるものの、センターでは、同教科の延べ受験科目数のみ把握しているとのことから、当該年度の本試験の2科目受験者の割合を用いて、受験者数を推計した。

イ 予備機の調達数量の算定に当たり、不具合発生率等を十分に考慮していなかった事態

センターは、予備のリスニング機器(以下「予備機」)について、志願者推計数に一定の予備率を乗じた数を調達数量としていた。予備率については、平成21年度に実施した試験におけるリスニング機器の不具合発生率(リスニング試験受験者数に占める各大学から報告された不具合発生台数の割合をいう。)等を考慮して、6.0%としていた。

しかし、29年度から令和3年度までに実施された試験における不具合発生率を確認したところ、最も高かった年度は平成29年度の約0.05%であり、最も高かった試験場は約0.95%となっていて、各試験室で予備機の数を上回る不具合が発生する可能性は相当低い状況となっていたと史料された。センターは、試験の円滑な実施に万全を期するため、当面は志願者数50人以上の試験室には2台以上の予備機を配分することとしていることを踏まえると、予備率は4.0%あれば足りると認められた。

ア及びイを踏まえて、本試験の「英語」の志願者推計数並びに再試験及び追試験の想定受験者数

に教科等別登録割合を乗ずることとするとともに、予備機の算定に当たり志願者推計数に乗ずる予備率を4.0%として、試験問題冊子等及びリスニング機器の必要な調達数量を試算したところ、表2のとおり、調達価格相当額計7005万円(令和3年度3375万円、4年度3629万円)を節減できたと認められた。

表2 節減できたと認められた調達数量及び調達価格相当額等

年度	調達品目	実際の調達数量(部・台)	必要な調達数量(部・台)	節減できたと認められた調達数量(部・台)				節減できたと認められた調達価格相当額 <sup>(注)</sup> (万円)
				アの事態のうち「英語」に係るもの	アの事態のうち「再試験及び追試験」に係るもの	イの事態	小計	
令和3	試験問題冊子	4,525,215	4,474,224	11,594	39,397	—	50,991	2437
	解答用紙	4,890,950	4,829,649	11,594	49,707	—	61,301	73
	リスニング機器	578,000	561,586	5,797	150	10,467	16,414	864
	計	—	—	—	—	—	—	3375
4	試験問題冊子	4,445,160	4,390,214	9,456	45,490	—	54,946	2764
	解答用紙	4,807,470	4,740,658	9,456	57,356	—	66,812	79
	リスニング機器	556,350	541,432	4,728	22	10,168	14,918	785
	計	—	—	—	—	—	—	3629
合計		—	—	—	—	—	—	7005

(注) 節減できたと認められた調達価格相当額は万円未満を切り捨てているため、各調達品目の金額を合計しても計欄及び合計欄の金額と一致しない。

(2) センターにおける調達数量の見直しの状況

センターは、調達数量の算定の参考にするなどのために、例年、教科等別登録割合、リスニング機器の不具合発生台数等の情報を収集するなどし、保有している。

しかし、センターは、調達数量に不足が生じないことに重点を置いて見直しを行っており、経済的な調達となるよう調達数量を削減する余地がないかという検討には、保有する情報を十分に活用していなかった。

このように、センターにおいて、試験問題冊子等及びリスニング機器の調達に当たり調達数量の算定が経済的に行われていなかった事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

**センターが講じた改善の処置** センターは、試験問題冊子等及びリスニング機器の調達が経済的に行われるよう、次のような処置を講じた。

ア 5年8月に、関係部局に対して通知を发出して、教科等別登録割合及びリスニング機器の不具合発生率等を考慮した調達を継続的に行うよう周知徹底するとともに、同年6月及び7月に締結した5年度の調達契約においてこれらを考慮した調達数量とすることとした。

イ 5年8月に、センターが保有する情報を活用して調達数量の算定基準等の検討及び経済的な調達数量となっているかの点検を行い、共通テストの確実な実施を確保しつつ経済的な調達を実現することを目的として関係部局等の職員で構成される会議を設置し、継続的に調達数量を見直す体制を整備した。(検査報告485ページ)

## 9 独立行政法人海技教育機構

**不 当** 情報セキュリティ強化対策として機構の業務用端末をインターネットから分離するなどの契約の実施に当たり、機構において必要な業務を適時適切に実施していなかったため、分離システムの構築のために賃借した機器等の一部が未使用、また、追加費用が発生

### < 要点 >

情報セキュリティ強化対策として機構の業務用端末をインターネットから分離するなどの契約の実施に当たり、VPNの構築に必要な検証を事前に行っていなかったため、船陸間のVPNを構築できず、分離システムの構築を一部断念した結果、賃借された機器等が一度も使用されていなかったり、分離システムの構築に必要な情報が機構から会社に適切に提供されなかったなどのため、追加費用が発生していたりして、6598万円が不当と認められる。

**インターネット分離に係る契約の概要等** 独立行政法人海技教育機構は、機構本部、海技大学校等の学校、練習船等の各拠点において、情報システムの安全性を確保するためのインターネットからの分離を行うため、平成29年8月に三菱HCキャピタル株式会社(令和3年3月31日以前は日立キャピタル株式会社)との間で、「情報セキュリティ強化対策に係わるインターネット分離及び保守業務」(以下「分離契約」、同契約により構築されるシステムを「分離システム」)を最終変更後契約額1億3852万円で締結し、同額を平成30年1月から令和5年4月までの間に会社に対して支払っていた。

機構は、業務で取り扱う個人情報等をインターネット分離によって確実に保護するために、各拠点間にVPN<sup>(注1)</sup>を構築することとしていた。VPNの構築に当たり開発に係るコストを抑制し工程の手戻りを防ぐには、工事の計画等の内容を踏まえ、事前に各拠点間においてVPNの構築が可能かどうかを検証した上で着手することが必要となる。このVPNに係る検証及び構築については、分離契約の仕様書等において機構の業務であるとされていた。また、会社が分離システムを構築するためには、IPアドレス<sup>(注2)</sup>等の情報が必要となるが、このIPアドレス等の情報は、部外に秘匿を要するものとして、機構が自ら設定して会社に提供することとして、機構に支援・情報提供義務があるとされていた。

**検査の結果** 機構は、当初平成30年3月までに分離システムを構築し、30年4月に運用を開始することとしていたが、機構が、分離システムの構築に係る事前の準備や検討を十分に行わず、進捗管理等も適切に行わなかったなどの結果、運用開始が当初予定の30年4月から令和3年6月へと大幅にずれ込むことになり、その過程において、次のような事態が生じていた。

(1) **VPNの構築に必要な検証を事前に行っていなかったため、船陸間のVPNを構築できず、分離システムの構築を一部断念した結果、賃借された機器等が一度も使用されていなかった事態**

機構は、VPNルータ等を用いて機構自ら各拠点間においてVPNを構築した上で、平成30年3月までに分離システムを構築することとしていた。そして、VPNの構築に当たり、開発に係るコストを抑制し工程の手戻りを防ぐには、事前にVPNの構築が可能かどうかを検証した上で着手することが必要となる。しかし、機構は、VPNルータと分離用サーバ等を接続すれば問題なく進められると考えていたことから、VPNの構築の検証を行う予定を立てていなかった。また、会社は機構に対して各

(注1) VPN Virtual Private Networkの略で仮想専用網と呼ばれる。インターネットをあたかも専用線であるかのように利用するネットワーク形態をいう。

(注2) IPアドレス インターネットに接続されるコンピュータ等を識別するため、各コンピュータ等に割り振られる数字列

拠点間におけるVPNの構築を30年1月までに行うよう依頼していたが、機構は工事の立会いのため対応できないなどの理由により、応じていなかった。このため、本部と練習船間(以下「船陸間」)の検証は令和元年12月になって初めて行われた。この検証の結果、船陸間では従来のモバイル回線でインターネット分離を行うと、通信容量が不足して業務に使用できないなどの問題が判明したため、機構は、2年3月に練習船における分離システムの構築を断念した。この結果、練習船に設置予定の分離用サーバ10台等(支払額相当額4260万円)は、一度も使用されることのないまま賃借期間終了後(5年4月)に会社に返還されていた。

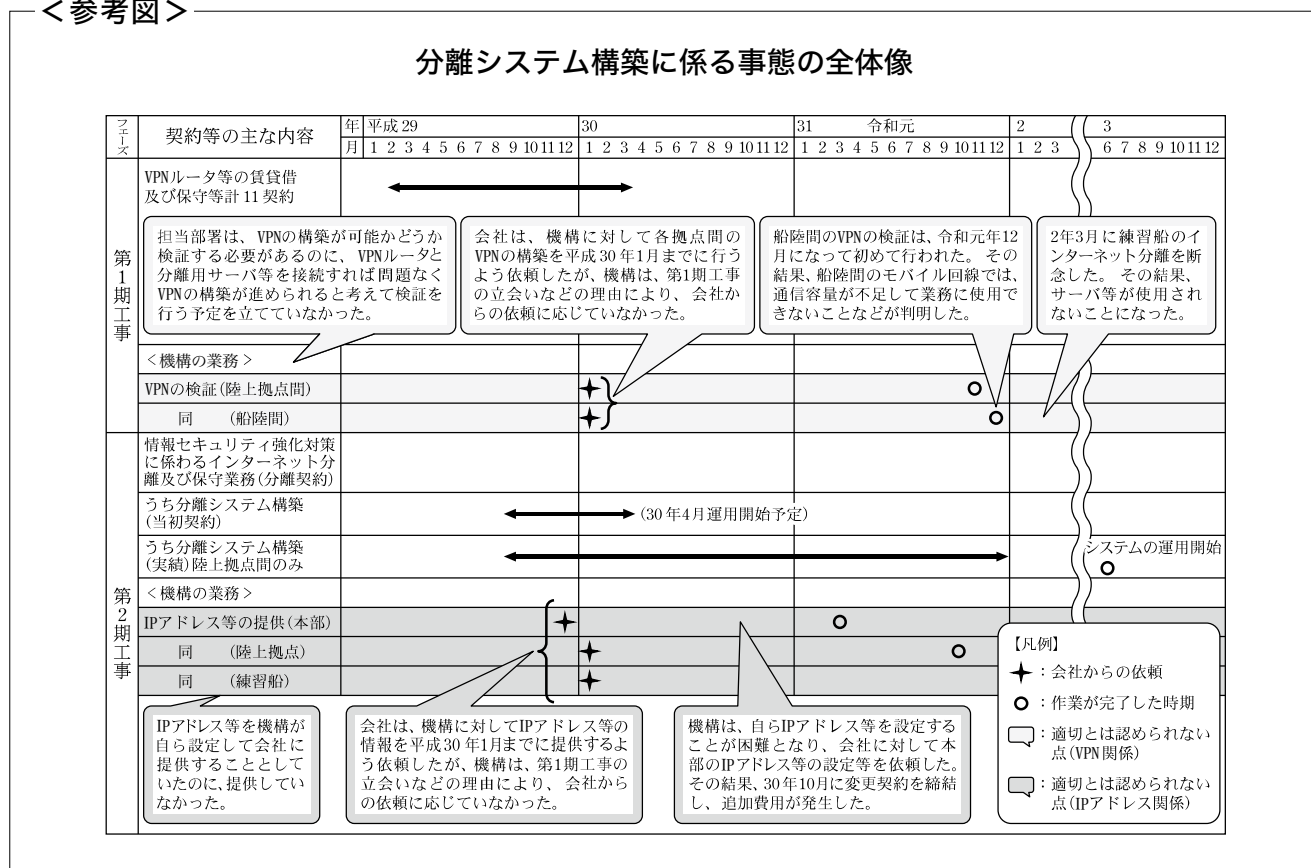
(2) 分離システムの構築に必要な情報が機構から会社に適切に提供されなかったなどのため、追加費用が発生していた事態

機構は、IPアドレス等の情報について、部外に秘匿を要するものであるとして、自ら設定して会社に提供することとしており、会社は機構に対して平成30年1月までにIPアドレス等の提供を依頼していた。しかし、機構は工事の立会いのために対応できないなどの理由により、応じていなかった。また、30年4月の人事異動でも事務引継が十分に行われなかったことなどから、その後もIPアドレス等の提供は行っていなかった。このため、機構は30年10月に自らIPアドレス等を設定することは困難であるとして、会社にその設定等を依頼し、IPアドレスの調査費用等2841万円を追加費用とする変更契約を締結した。当該追加費用には、船陸間の分離システム断念に伴い最終の変更契約により減額された練習船に係る代金を含むため、当該減額分を控除した2338万円が最終的な追加費用となる。

前記(1)及び(2)の事態について、全体像を示すと参考図のとおりである。

したがって、使用されていなかった分離用サーバ等に係る支払額相当額4260万円及び追加費用の支払額2338万円の計6598万円が不当と認められる。

<参考図>





## ◎ 10 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

**不 当** 委託事業で再委託事業者が購入し又は製造した機械装置等を機構の取得財産として管理していなかったため、機構の資産売却収入が不足

**< 要点 >**

委託事業で再委託事業者が購入し又は製造した機械装置等を機構の取得財産として管理していなかったため、機構において、一部の機械装置等を事業者又は再委託事業者の有償譲渡しておらず、機構の資産売却収入が418万円不足して不当と認められる。

**委託事業の概要等** 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構は、平成27年度から30年度までの間に、地中熱利用システムのコスト削減のための技術開発等を行う事業(以下「本件事業」)を東邦地水株式会社(以下「事業者」)に委託している。また、事業者は、本件事業のうち、地下水熱交換ユニットの開発に係る業務をゼネラルヒートポンプ工業株式会社(以下「再委託事業者」)に再委託している。

機構が定めた業務委託契約約款及び委託業務事務処理マニュアルによれば、委託事業を実施するために受託者が購入し又は製造した機械装置等のうち、取得価額が50万円以上かつ法定耐用年数が1年以上のものは、検取又はしゅん工の検査をした日をもって機構の取得財産とすることとされている。また、再委託先が購入し又は製造した機械装置等のうち、取得価額が50万円以上かつ法定耐用年数が1年以上のものは、上記と同様に、機構の取得財産とすることとされている。

そして、受託者は、購入し又は製造した機械装置等が機構の取得財産に該当することを機構に対して報告することとなっている。また、再委託先は、購入し又は製造した機械装置等が機構の取得財産に該当することを受託者を通じて機構に対して報告することとなっている。

なお、機構の資産管理簿に登録された機械装置等に改造を行った場合で、その費用が10万円以上である場合は、別途資産管理簿に登録する必要があることとなっている。

機構は、取得財産について、委託事業終了後、原則として受託者又は再委託先に譲渡することとなっており、譲渡価格は、取得価額、法定耐用年数等を用いて算出した事業終了日の属する月の残存価額を基に算定する(受託者等に機構の取得財産を売却することを「有償譲渡」)こととなっている。

**検査の結果** 再委託事業者は、28年7月から31年1月までの間に、地下水熱交換ユニットの開発に係る業務を実施するために、熱交換ユニット2点及び熱交換ユニットを含む空調システム1点を製造し、また、制御ソフト1点及び制御部品1点を購入して当該空調システムを改造していた(これら5点の取得価額計977万円)。そして、事業者が機構に提出した実績報告書等において、これら5点の取得価額は機械装置等費等に計上されていた。一方、再委託事業者は、これら5点について、事業者を通じて機構に対して行うこととなっている取得財産としての報告を行っていなかった。このため、機構は、これら5点を取得財産として管理していなかった。

しかし、これら5点のうち4点は取得価額が50万円以上かつ法定耐用年数が1年以上のものであること、また、残りの1点は取得価額が50万円未満であるものの、上記4点のうち1点を改造するための部品でありその費用が10万円以上であることから、これら5点の機械装置等は機構の取得財産に該当する。このため、再委託事業者は、事業者を通じて機構に対して報告する必要があり、機構は、事業者からの報告を受けて、資産管理簿に登録して管理する必要があった。そして、これら5点のうち、

第三者の敷地に設置しているため原状回復を求められて、他に移設すると機能を失うことから廃棄処理を行った1点を除く4点(取得価額計798万円)について、機構は、それぞれの取得価額、法定耐用年数等を用いて算出した事業終了日の属する月の残存価額を基に算定した価格で事業者又は再委託事業者の有償譲渡する必要があったと認められる。

したがって、上記の4点について、本件事業の終了時点における残存価額を基に有償譲渡する際の価格を算定すると計418万円となることから、機構において同額の資産売却収入が不足していて、不当と認められる。  
(検査報告500ページ)

## ◎ 11 独立行政法人情報処理推進機構

**不 当** 地域事業出資業務勘定において、政府出資等に係る不要財産の国庫納付に当たり損益取引により生じた配当金等に係る額を含めて申請し、主務大臣により同額の資本金の減少の決定及び通知がされ、同額の資本金を減少したため、財務諸表の資本金の額が過小に表示されていて不適正

### < 要点 >

地域事業出資業務勘定において、政府出資等に係る不要財産の国庫納付に当たり損益取引により生じた配当金等に係る額を含めて申請し、主務大臣により同額の資本金の減少の決定及び通知がされ、同額の資本金を減少したため、財務諸表の資本金の額が4290万円過小に表示されていて、機構の元年度の財務諸表における資本金の額が適正に表示されておらず不当と認められる。

**財務諸表の作成等の概要** 独立行政法人情報処理推進機構は、独立行政法人通則法(以下「通則法」)に基づき、毎年度、貸借対照表、損益計算書等(以下「財務諸表」)を作成することとなっている。また、機構の会計は、「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」(以下「会計基準」)等に従うとされ、会計基準では、資本取引と損益取引とを明瞭に区別しなければならないこととなっていて(資本取引・損益取引区分の原則)、政府からの出資等といった会計上の財産的基礎の変動と業務に関連し発生した剰余金の変動との区分に留意することとなっている。

通則法第8条によれば、独立行政法人は、その保有する重要な財産であって主務省令で定めるものが将来にわたり業務を確実に実施する上で必要がなくなったと認められる場合には、通則法第46条の2の規定により、当該財産(以下「不要財産」)を処分しなければならないこととされている。そして、同条第1項によれば、不要財産であって、政府からの出資又は支出に係るもの(以下「政府出資等に係る不要財産」)については、遅滞なく、主務大臣の認可を受けて、これを国庫に納付することとされている。また、同条第4項によれば、同条第1項の規定による国庫への納付をした場合において、当該納付に係る政府出資等に係る不要財産が政府からの出資に係るものであるときは、当該独立行政法人の資本金のうち当該納付に係る政府出資等に係る不要財産に係る部分として主務大臣が定める金額(以下「主務大臣決定額」)については、当該独立行政法人に対する政府からの出資はなかったものとし、当該独立行政法人は、その額により資本金を減少することとされている。主務大臣決定額については、主務大臣が独立行政法人に通知することとなっている。

**検査の結果** 機構は、平成31年4月に国庫納付に係る申請書を経済産業本省に提出するなどして、令

和元年6月に、地域事業出資業務勘定<sup>(注1)</sup>（以下「出資勘定」）に属する①解散した地域ソフトウェアセンター<sup>(注2)</sup>に係る残余財産の分配金3億1646万円、②各地域ソフトウェアセンターからの配当金2192万円、③残余財産の分配金等の金融機関への預入れなどにより得られた運用収益等に相当する現金及び預金2099万円の計3億5938万円を政府出資等に係る不要財産であるとして国庫に納付していた。そして、経済産業本省は、主務大臣決定額を納付額と同額の3億5938万円と定めて機構に通知し、通知を受けて機構は、同額の資本金を減少し、資本取引として会計処理を行っていた。その後、機構は、これに基づき、出資勘定の貸借対照表の資本金の額を60億1843万円として元年度の財務諸表を作成していた。

しかし、②の配当金2192万円と、③の運用収益等2099万円から政府出資見合いの資産である未収収益4,625円を控除した2098万円の計4290万円は、損益計算書に収益として計上されていたものの累計であり、損益取引により生じたものであった。

このため、機構が上記の4290万円を含めて計3億5938万円の現金及び預金を政府出資等に係る不要財産であるとして国庫納付に係る申請書を提出したこと、経済産業本省が主務大臣決定額と同額と定めて機構に対して通知したこと、通知を受けて機構が同額の資本金を減少する会計処理をしたことは誤りであり、機構及び経済産業本省は、いずれの額についても、4290万円を除いた計3億1647万円とすべきであった。そして、これに伴い、元年度の出資勘定の貸借対照表は、正しくは資本金の額を60億6134万円と表示する必要があるが、資本金の額は4290万円過小に表示されていた。

したがって、機構の元年度の財務諸表は、出資勘定の貸借対照表の資本金の額が適正に表示されておらず、不当と認められる。  
(検査報告503ページ)

## ◎ 12 独立行政法人中小企業基盤整備機構

### 処 置 済 熊本地震に係る被災中小企業施設・設備整備支援事業の貸付原資の滞留について

#### < 要点 >

独立行政法人中小企業基盤整備機構が被災中小企業施設・設備整備支援事業を実施するために熊本県に貸し付けた貸付金について、同県に対して、被害を受けた中小企業者等への貸付金の交付見込みを踏まえた規模の見直しを求めることにより、使用見込みのない額を返還させるよう改善させたもの(指摘金額9億1320万円)

#### 被災中小企業支援事業に係る貸付け等の概要等

##### (1) 被災中小企業支援事業に係る貸付け等の概要

熊本地震に係る被災中小企業施設・設備整備支援事業(以下「被災中小企業支援事業」)は、平成28年熊本地震<sup>(注3)</sup>により被害を受けた中小企業者等(以下「被災中小企業者等」)に対して、施設又は

(注1) 地域事業出資業務勘定 情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律附則第8条の規定に基づき、地域ソフトウェアセンターに対する出資に係る経理をその他の経理と区分して整理するために設けられた勘定

(注2) 地域ソフトウェアセンター ソフトウェア供給力の開発を効果的に図ることができると認められる地域において、プログラマ業務従事者の知識及び技能の向上を図る事業その他のソフトウェア供給力開発事業を推進するために設立された株式会社。国からの出資金を原資として、機構の前身である特別認可法人情報処理振興事業協会が1社当たり4億円を出資して20社が設立されたが、解散により令和4年度末現在は9社となっている。

(注3) 平成28年熊本地震 平成28年4月14日以降に発生した同県を中心とする一連の地震活動

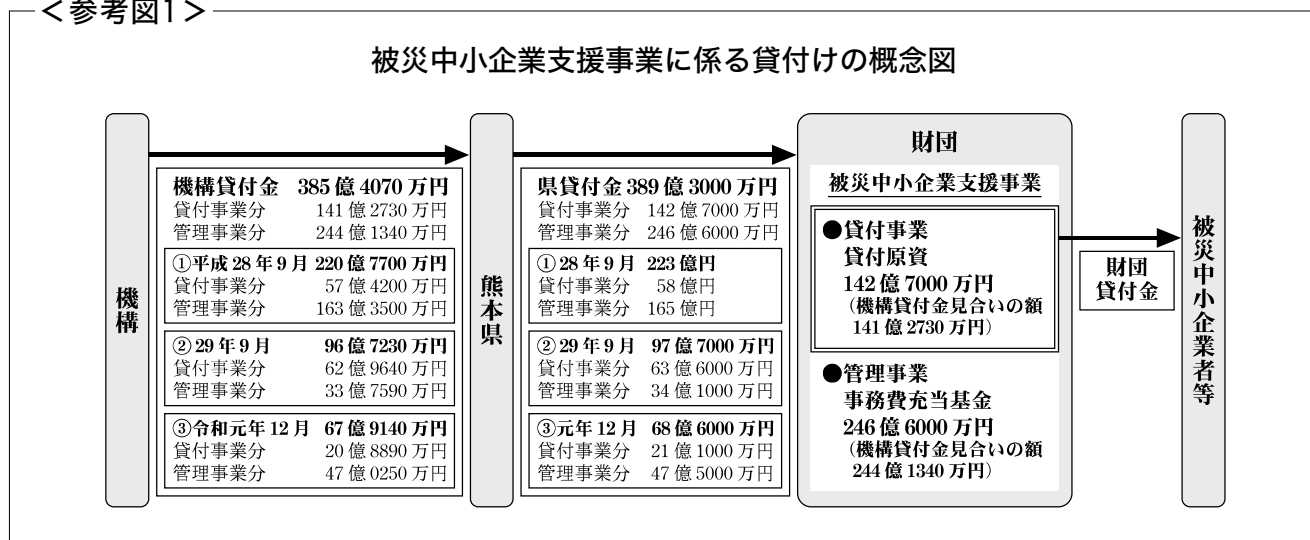


設備の整備に必要な資金を貸し付ける事業である。そして、独立行政法人中小企業基盤整備機構は、機構が定めた「熊本地震に係る被災中小企業施設・設備整備支援事業に係る熊本県に対する資金の貸付に関する準則」（以下「準則」）等に基づき、被災中小企業支援事業を行う公益財団法人くまもと産業支援財団（以下「財団」）に被災中小企業支援事業の実施に必要な資金を無利子で貸し付ける熊本県に対して、その貸付に係る資金の一部を無利子で貸し付けている。

準則によれば、被災中小企業支援事業は、機構が同県に貸し付ける資金（以下「機構貸付金」）を財源として同県が財団に貸し付ける資金（以下「県貸付金」）により実施することとされている。そして、両貸付金の用途は、それぞれ、財団が被災中小企業者等に対して資金の貸付を行う事業（以下「貸付事業」と、財団が貸付事業を実施するために必要な貸付決定、債権管理等の事務を行う事業（以下「管理事業」と）に区分されている。

機構は、参考図1のとおり、同県に対して平成28年9月、29年9月及び令和元年12月の3回にわたり合計385億4070万円（貸付事業分計141億2730万円、管理事業分計244億1340万円）の機構貸付金を交付している。同県は、これに同県が負担する資金（県貸付金の1/100に相当する額）を加えて、合計389億3000万円（貸付事業分計142億7000万円、管理事業分計246億6000万円）を県貸付金として財団に交付している。県貸付金の交付を受けた財団は、準則等により、貸付事業に係る県貸付金142億7000万円を原資として貸付事業を実施するほか、管理事業に係る県貸付金246億6000万円を用いて事務費充当基金を造成し、その運用益等を原資として管理事業を実施している<sup>(注)</sup>（貸付事業の原資を「貸付原資」、貸付事業における被災中小企業者等に対する貸付金を「財団貸付金」）。

<参考図1>



(2) 被災中小企業支援事業の実施手続

被災中小企業支援事業における財団貸付金の貸付対象者は、同県から熊本県中小企業等グループ施設等復旧整備補助金（以下「グループ補助金」）等の交付決定を受けた被災中小企業者等とされている。また、貸付対象となる経費は、グループ補助金等の交付決定の対象となる施設及び設備の復旧・整備等に要する経費とされている。そして、財団貸付金は、上記経費のうち被災中小企

(注) 令和4年度末時点において、事務費充当基金の運用益等の累計額は計6億7041万円、管理事業費の累計額は計6億4434万円（うち人件費等の経費1億9107万円、貸倒引当金4億5327万円）となっていて、2606万円の差額が生じているが、同時点における貸付残高120億9073万円に対する貸倒引当金の必要見込額14億1461万円（準則の規定に基づき事務費充当基金の必要額を検討する際に熊本県が用いる貸倒引当実績率11.7%により算出）には達していない。

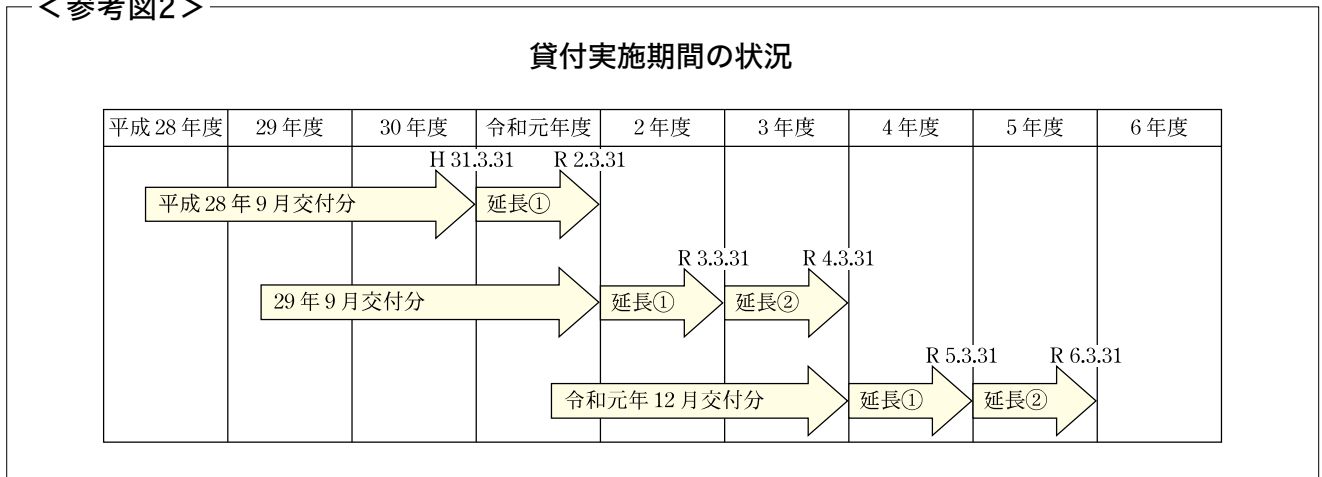


業者等の自己負担額の一部を財団が無利子で貸し付けるものである。財団は、同県が令和2年10月にグループ補助金等の最終の交付決定を行ったことを受けて、財団貸付金の借入申込みの受付期間(以下「借入申込期間」)を3年3月末までとしている。

財団貸付金の貸付けに当たっては、財団が借入申込書の内容等を審査し、機構及び同県から承認を受けた上で貸付決定することとなっている。貸付決定を受けた被災中小企業者等は、貸付対象の施設等の整備及び経費の支払を完了したときには速やかに財団に報告し、報告を受けた財団は、報告内容が貸付決定の内容等に適合すると認めるときは、交付すべき財団貸付金の額を確定の上、交付することとなっている。同県は、財団貸付金が交付された場合には、財団から報告を受けて、その旨を貸付実行通知書により機構に通知することとなっている。財団貸付金の額は、貸付決定の額(以下「貸付決定額」)の範囲内となっている。

被災中小企業者等に対する財団貸付金の交付期間(以下「貸付実施期間」)については、準則によれば、同県が機構貸付金の交付を受けた日の2年後の日の属する事業年度末までとされているが、同県からの申請に基づき、1事業年度ごとに貸付実施期間の延長を認めることができることとされている。そして、参考図2のとおり、元年12月交付分の機構貸付金に係る貸付実施期間は、2回延長されて6年3月末までとなっている。

<参考図2>



そして、準則等によれば、財団は、貸付実施期間の終了後、財団貸付金として交付しなかった貸付原資の額(以下「未使用額」)を貸付実施期間終了後1年以内に同県に返還することとされており、同県は、財団から返還を受けた未使用額から同県の負担分を除いた額を機構に返還することとされている。

**検査の結果** 貸付事業に係る機構貸付金141億2730万円を対象として会計実地検査を行った。

前記のとおり、財団は、財団貸付金の借入申込期間を3年3月末までとしており、最終の貸付決定は同年4月となっていて、同月までに252件を貸付決定していた。同県は、4年2月に、このうち2件について、同年3月末時点で未交付となる見込みであるとして、元年12月交付分の機構貸付金に係る貸付実施期間を5年3月末まで延長する申請書を機構に提出し、機構は4年3月にこれを承認していた。そして、財団は、4年3月末までに、上記2件を除く250件について、計131億1221万円の財団貸付金を被災中小企業者等に交付していた。

その後、財団は、4年4月に、未交付となっていた上記2件のうち1件について財団貸付金1億4216万円を交付し、財団からその報告を受けた同県は、同年6月に貸付実行通知書により機構にその旨を通

知っていた。一方、同年4月末時点で未交付となっていた残りの1件(貸付決定額9319万円)については、当該被災中小企業者が貸付対象としている施設等が、同県が実施する土地区画整理事業(6年度内に整備完了予定)の区域内にあり、同事業の完了後に、当該被災中小企業者が貸付対象の施設等の整備等を行うことになるため、当該被災中小企業者への財団貸付金の交付は早くても6年度以降になると見込まれていた。

そして、機構は、これらにより、貸付事業に係る県貸付金142億7000万円のうち、財団貸付金として交付済みの132億5437万円を除いた10億1562万円が4年4月末時点における未使用額であり、未交付となっていた6年度以降に交付予定の1件を除き財団貸付金の交付が完了し多額の未使用額が生じていることを4年6月に把握していた。

しかし、機構は、財団貸付金の交付見込みを踏まえた県貸付金の規模の見直しを行うよう同県に求めていなかった。

このため、同県において、県貸付金の規模の見直しが行われておらず、県貸付金のうち未使用額10億1562万円から、6年度以降に交付予定の1件の貸付けについて必要と見込まれる9319万円を控除した9億2242万円(機構貸付金見合いの額9億1320万円)は、財団において使用見込みのない資金となっていた。

このように、貸付事業の資金が使用見込みのないまま財団に滞留している事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

**機構が講じた改善の処置** 機構は、同県に対して、財団貸付金の交付見込みを踏まえて県貸付金の規模の見直しを行い、使用見込みのない機構貸付金について返還するよう求め、同県は、機構と協議を行い、6年度以降に交付予定の1件の貸付けに必要な資金の上限額を貸付決定額と同額と決定し、5年4月に財団から県貸付金9億2242万円の返還を受けた。そして、機構は、同年5月に、同県から機構貸付金9億1320万円を返還させる処置を講じた。(検査報告506ページ)

## 処置済 小規模事業者持続化補助金の原資として交付した事業費の滞留について

### <要点>

中小企業生産性革命推進事業のうちコロナ特別対応型の小規模事業者持続化補助金事業において事務局に概算払された事業費について、補助金の支払が終了して使用見込みのない額を返還させるよう改善させたもの(指摘金額5億8226万円)

### 持続化補助事業等の概要

#### (1) 生産性革命事業の概要

独立行政法人中小企業基盤整備機構は、第4期中期計画(平成31年4月から令和6年3月まで)等に基づき、中小企業、小規模事業者等の販路開拓、設備投資、ITツールの導入等の支援を行う中小企業生産性革命推進事業(以下「生産性革命事業」)を実施している。生産性革命事業は、小規模事業者持続化補助金事業(以下「持続化補助事業」)のほか、ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業、サービス等生産性向上IT導入支援事業等の各事業で構成されている。

そして、機構は、第4期中期計画において、令和元年度一般会計補正予算を始めとする累次の補正予算に基づいて国から交付された運営費交付金を使用して上記の各事業を実施することとしており、補正予算ごとに運営費交付金の用途を限定している。このうち、令和2年度一般会計補正予算(第1号)及び令和2年度一般会計補正予算(第2号)により追加的に交付された運営費交付金(以下

「コロナ運営費交付金」)については、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」等に基づいて補正予算に計上されたものであることを踏まえて、生産性革命事業における各事業において従前から実施している事業と区別して、新型コロナウイルス感染症が事業環境に与える特徴的な影響を乗り越えるための事業(以下「特別枠の事業」)のために使用することとしている。

## (2) 持続化補助事業の概要

機構が生産性革命事業の一つとして実施している持続化補助事業は、生産性向上に資する経営計画を作成して販路開拓等に取り組む小規模事業者等に対して、これに要する経費の一部を補助するために、小規模事業者持続化補助金(以下「持続化補助金」)を交付するものである。そして、持続化補助事業は、令和元年度一般会計補正予算等に基づいて国から交付された運営費交付金を使用して実施する一般型の事業(以下「持続化補助事業(一般型)」)、コロナ運営費交付金を使用して実施するコロナ特別対応型の事業(以下「持続化補助事業(コロナ型)」)等に区分されている。このうち、持続化補助事業(コロナ型)は、持続化補助事業(一般型)の創設後、持続化補助事業における特別枠の事業として2年4月に新たに創設されたものである。

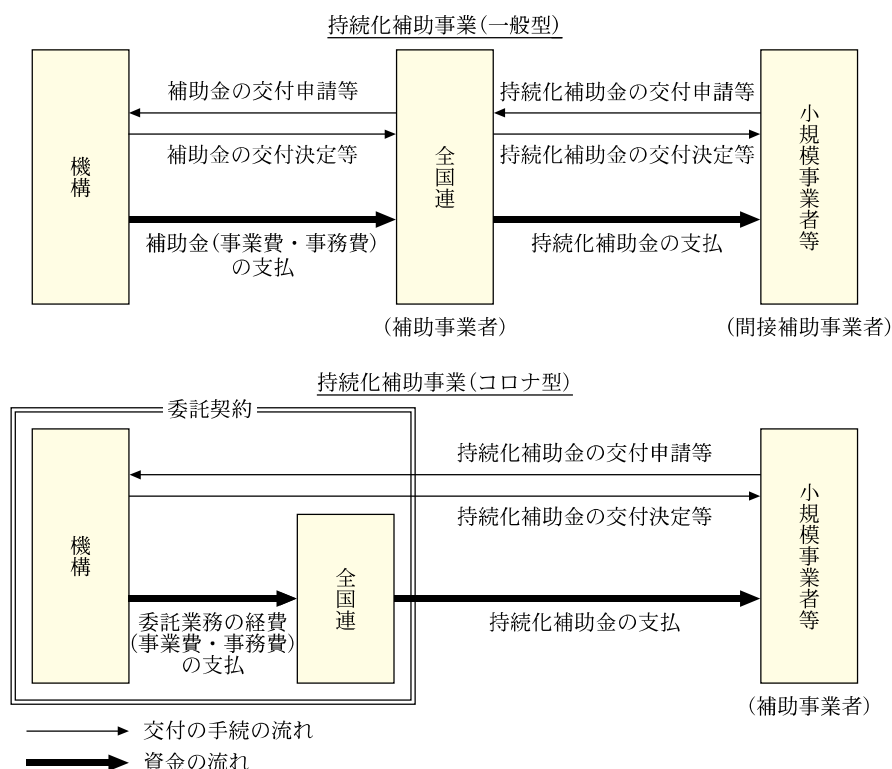
機構は、持続化補助事業(一般型)の実施に当たり、2年1月に、事業の管理、運営等を行う事務局を公募し、同年3月に全国商工会連合会(以下「全国連」)を商工会地区(主として町村の区域)における事務局として選定している。そして、機構は、全国連に対して、持続化補助事業の実施に必要な事業費(小規模事業者等に対して持続化補助金を交付するための原資として事務局に支払われる資金)及び事務費(事務局が持続化補助事業の管理、運営等を行うための人件費等の経費)を補助金として交付した上で、全国連から小規模事業者等に対して持続化補助金を交付する間接補助の方法を採用している。

一方、機構は、持続化補助事業(コロナ型)については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受けている小規模事業者等が十分に事業の実施期間を確保できるよう、迅速な体制の整備と速やかな業務の実施を図る必要があるとして、商工会地区における事務局に係る業務を持続化補助事業(一般型)の事務局となっている全国連に委託するとともに、小規模事業者等に対する持続化補助金の交付を機構自らが行う直接補助の方法を採用している。そして、機構は、同年4月に全国連との間で随意契約により、持続化補助事業(コロナ型)における事務局に係る業務(以下「委託業務」)に関する委託契約を締結していて、当該契約には、小規模事業者等に対する持続化補助金の支払業務が含まれている。

商工会地区における持続化補助事業に係る資金等の流れを示すと参考図のとおりである。

<参考図>

商工会地区における持続化補助事業に係る資金等の流れ



また、持続化補助事業(コロナ型)において、小規模事業者等が実施する事業の実施期限は3年10月末までとなっている。

(3) 持続化補助事業(コロナ型)における機構と全国連との委託契約の概要

持続化補助事業(コロナ型)における機構と全国連との委託業務に関する委託契約書によれば、事務費については、全国連の請求に基づき機構が概算払できることとされており、委託業務の終了後、概算払額が確定額を超える場合には、指定する期日までにその超過分を返還しなければならないこととされている。また、小規模事業者等に対する持続化補助金の支払業務の実施に当たり必要となる事業費については、事務費の場合に準じて、全国連に概算払できることとされており、機構は、全国連に対して、2年6月から3年11月にかけて事業費計151億円を概算払している。そして、機構は、事業費の概算払額が小規模事業者等に対する持続化補助金の確定額を超えた場合については、事務費と同様にその精算を委託業務の終了後に行うとしている。

また、委託契約書によれば、全国連は、毎会計年度終了後に、委託業務の実施内容等を記載した実施報告書を機構に提出することとされている。

そして、機構と全国連との委託業務に関する委託契約の契約期間は、当初、令和2年度一般会計補正予算(第1号)の成立日である2年4月30日から4年2月28日までとされていたが、小規模事業者等に対する持続化補助金の交付が終了した後においても、機構が実施する小規模事業者等の取得財産に係る処分承認申請等の関係手続等の対応への協力等を行わせる必要があるとして、機構と全国連との間で変更契約を締結した上で6年3月31日まで延長されている。



**検査の結果** 事業費の概算払額151億円を対象として、機構及び全国連において会計実地検査を行った。

全国連は、機構に提出した実施報告書の中で、事業費について、当該年度に実際に要した額(以下「実績額」)を機構に報告しており、これによると、3年度末時点における事業費の実績額は、計145億1773万円となっていた。そして、全国連から小規模事業者等に対する持続化補助金の支払は4年3月までに全て終了していたことから、事業費の概算払額151億円と実績額145億1773万円との差額である5億8226万円については、同年4月以降、使用見込みのないものとなっていた(表参照)。

表 全国連における持続化補助事業(コロナ型)の事業費の実績額等

(単位：千円)

機構から全国連に対する事業費の概算払費(令和3年度末時点) (a)	全国連における事業費の実績額(3年度末時点) (b)	4年4月以降使用見込みのない事業費 (a-b)
15,100,000	14,517,733	582,266

しかし、機構は、事業費の精算については、事務費と合わせて6年3月31日までの委託業務の終了後に行うとしていたことから、上記の5億8226万円については、4年4月以降、全国連において引き続き保有されたままとなっており、生産性革命事業における各事業の特別枠の事業に活用できない状況となっていた。

このように、同月以降、使用見込みがないにもかかわらず、持続化補助事業(コロナ型)の事業費5億8226万円が全国連に滞留している事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

**機構が講じた改善の処置** 機構は、5年5月に、前記の使用見込みのない事業費について全国連から返還させる処置を講じた。

(検査報告510ページ)

(前掲64ページ「令和4年度決算検査報告の特色」参照)

## ◎ 13 国立大学法人旭川医科大学、14 国立大学法人大阪大学

**不 当** 有形固定資産の減価償却に当たり適用する耐用年数を誤っていたため、財務諸表の表示が不適正

### < 要点 >

有形固定資産の減価償却に当たり、構造、用途等に応じて「病院用のもの」の区分の法定耐用年数を適用しなければならない建物であるのに、誤って「事務所用のもの」の区分を適用するなどしていたため、旭川医科大学の貸借対照表の建物に係る減価償却累計額が2億7703万円過大に計上され、また、大阪大学の貸借対照表の建物に係る減価償却累計額が28億0185万円過小に計上されるなどして、両法人の令和3事業年度の財務諸表が適正に表示されておらず、不当と認められる。

**財務諸表の作成等の概要** 国立大学法人等は、毎事業年度、貸借対照表、損益計算書、国立大学法人等業務実施コスト計算書(以下「業務実施コスト計算書」)等(以下「財務諸表」)を作成することとなっている。国立大学法人等の会計については、国立大学法人法及び国立大学法人法施行規則に基

づき、国立大学法人会計基準(以下「会計基準」)等に従うものとされ、会計基準等に定められていない事項については一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従うものとなっている。

国立大学法人等が保有する有形固定資産の評価方法については、会計基準によれば、その取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額をもって貸借対照表価額とすることとされている。そして、取得原価の費用配分については、会計基準等によれば、減価償却の方法によって、当該資産の耐用年数にわたり各年度に配分することとされている。また、減価償却に当たり適用する耐用年数については、原則として減価償却資産の耐用年数等に関する省令において、建物にあってはその構造、用途等による区分に応じて定められるなどしている法定耐用年数を適用することとされている。

国立大学法人等が保有する償却資産のうち、その減価に対応すべき収益の獲得が予定されないものとして特定された資産(以下「特定償却資産」)の減価に係る会計処理については、会計基準によれば、当該資産の減価償却相当額は、損益計算上の費用には計上せず、資本剰余金を減額することとされている。そして、会計基準等によれば、納税者である国民の国立大学法人等の業務に対する評価及び判断に資するため、一会計期間に属する国立大学法人等の業務運営に関して、国民の負担に帰せられるコスト(以下「国立大学法人等業務実施コスト」)に係る情報を一元的に集約して表示することとされており、損益計算上の費用から運営費交付金及び国又は地方公共団体からの補助金等に基づく収益以外の収益を控除した額、特定償却資産の減価償却相当額等は、国立大学法人等業務実施コストに属するものとされている。

**検査の結果** 国立大学法人旭川医科大学及び国立大学法人大阪大学は、設立時に国から出資された、本部管理棟等計19棟及び病棟・診療棟等計8棟の減価償却に当たり、当該建物の構造、用途等の区分に応じた法定耐用年数等を適用したとしていた。

しかし、両法人は、構造、用途等に応じて「病院用のもの」の区分の法定耐用年数を適用しなければならない建物であるのに、誤って「事務用のもの」の区分を適用するなどしていた。

このため、旭川医科大学の令和3事業年度の財務諸表は、貸借対照表の建物に係る減価償却累計額が2億7703万円過大に計上され、固定資産が同額過小に表示されていた。また、損益計算書の設備関係費が726万円過小に計上され、経常費用が同額過小に表示されていた。そして、業務実施コスト計算書の業務費が726万円過小に、損益外減価償却相当額が5225万円過小にそれぞれ計上され、国立大学法人等業務実施コストが5952万円過小に表示されるなどしていた。

また、大阪大学の3事業年度の財務諸表は、貸借対照表の建物に係る減価償却累計額が28億0185万円過小に計上され、固定資産が同額過大に表示されていた。また、損益計算書の設備関係費が1億3952万円過小に計上され、経常費用が同額過小に表示されていた。そして、業務実施コスト計算書の業務費が1億3952万円過小に、損益外減価償却相当額が111万円過小にそれぞれ計上され、国立大学法人等業務実施コストが1億4063万円過小に表示されるなどしていた。

したがって、両法人の3事業年度の財務諸表が適正に表示されておらず、不当と認められる。

(検査報告518ページ)

## ◎ 15 国立大学法人山口大学

**不 当** 学生健康診断サポート・データ管理システムの開発契約において、仕様書等で会社に対して提供することとされていた情報を適切に提供しなかったことなどにより、給付が完了していなかったのに、会社から納品書等を提出させ、会計規則等に反して給付が完了したこととして契約金額全額を支払

### < 要点 >

学生健康診断サポート・データ管理システムの開発契約において、仕様書等で会社に対して提供することとされていた情報を適切に提供しなかったことなどにより、給付が完了していなかったのに、会社から納品書等を提出させ、会計規則等に反して給付が完了したこととして契約金額全額を支払っていて、499万円が不当と認められる。

### 学生健康診断サポート・データ管理システムの開発契約等の概要

#### (1) 契約の概要

国立大学法人山口大学は、「学生健康診断サポート・データ管理システム」(以下「新システム」)に係るソフトウェアの開発を、令和4年3月に、随意契約によりエコマス株式会社に契約金額499万円で請け負わせて実施している(この契約を「開発契約」)。

開発契約の内容は、山口大学の教員(以下「担当教員」)が自ら構築した学生健康診断システム(以下「旧システム」)について、Web化するなどするものであり、山口大学は、会社に対して、旧システムのライブラリー等の情報(以下「旧システムの情報」)を提供することとされている。そして、会社は、44項目の要件を満たした機能を有する新システムを4年3月31日までに開発することとされている。

#### (2) 給付の完了の確認等の概要

山口大学は、国立大学法人山口大学財務会計規則等(以下「会計規則等」)に基づき、請負契約に係る給付の完了を確認するため、必要な検査をしなければならないこととしており、当該検査を命ぜられた者(以下「検査職員」)は、契約金額が500万円未満の契約等については、納品書等に押印又はサインすることにより確認を行ったことを明らかにしなければならないなどとなっている。

**検査の結果** 山口大学は、開発契約について、給付が完了したとして検査職員がサインした納品書等に基づき、4年4月に会社に対して契約金額の全額を支払っていた。

しかし、開発契約の履行期限である4年3月31日から約10か月が経過した5年2月の会計実地検査時点においても、前記44項目のうち36項目の要件に係る機能を利用することができない状況となっていた。

そこで、開発契約の履行状況について確認したところ、担当教員は、旧システムの情報等について、開発契約の契約締結後速やかに会社に提供しておらず、履行期限の直前である4年3月下旬に一部のみを提供していた。一方、会社は、旧システムの情報等の提供を速やかに受けることができなかったことなどから、担当教員に対して履行期限までに新システムの開発を完了させることが困難である旨を連絡していた。しかし、担当教員は、会社に対して、履行期限までに新システムの開発が完了したこととして納品書等を発行するよう依頼し提出させていた。そして、検査職員は、新システムの開発が完了していないことを認識しながら、提出された上記の納品書にサインして、給付を確認したものとしていた。



また、検査職員が給付の完了を確認したとする4年3月31日時点における開発契約の給付の状況を確認したところ、前記44項目のうち42項目の開発が完了していなかった。

このように、開発契約の仕様書等において会社に提供することとされていた旧システムの情報等を担当教員が適切に提供しなかったことなどにより新システムの開発が完了していないのに、会社から納品書等を提出させ、会計規則等に反して給付の完了を確認したこととして検査職員が納品書にサインし、これに基づき契約金額全額を支払っていたことは適切ではなく、開発契約の支払額499万円が不当と認められる(前掲117ページ参照)。(検査報告522ページ)

## ◎ 16 阪神高速道路株式会社

**不 当** 耐震補強設計業務委託契約における鋼製橋脚に係る耐震補強の要否の判定及びそれに基づく設計について、適用した基準が適切でなかったため、改めてやり直す結果となっていて、成果品が所期の目的不達成

### ＜要点＞

耐震補強設計業務委託契約における鋼製橋脚に係る耐震補強の要否の判定及びそれに基づく設計について、適用した基準が適切でなかったため、改めてやり直す結果となっていて、成果品が所期の目的を達成しておらず、契約額相当額1999万円が不当と認められる。

**契約等の概要** 阪神高速道路株式会社大阪管理局(令和元年7月1日以降は管理本部管理企画部)は、平成28、29両年度に、橋りょうの耐震補強工事を実施するために、これに係る設計業務(以下「耐震補強設計業務」)を、契約額1億0161万円で阪神高速技研株式会社(以下「委託業者」)に委託して実施している。

耐震補強設計業務は、既設橋りょうの鋼製橋脚134基等を対象として、耐震補強の要否を判定するとともに、耐震補強が必要と判定された橋脚について耐震補強設計を行うなどするものである。

阪神高速道路株式会社(以下「会社」)は、橋りょうの設計に当たり、「道路橋示方書・同解説」(以下「示方書」)を適用することとしているが、既設橋りょうの鋼製橋脚に係る耐震補強設計等については、独自に定めた「鋼製橋脚の耐震設計・耐震補強設計手引き(案)」(以下「阪神基準」)を適用することとしている。

阪神基準は、示方書を基に、会社において鋼製橋脚が多く用いられていることや平成7年兵庫県南部地震の被害実績等を勘案して策定されたものであり、耐震補強設計業務の実施時点において、耐震設計等について国内で広く適用されている示方書と比較しても、設計上許容される上限値が低く設定されているほか、耐震補強の要否の判定方法が異なるなどしている。そして、会社は、阪神基準を策定して以降、鋼製橋脚に係る耐震補強の要否の判定等については全て阪神基準を適用して実施することとしている。

**検査の結果** 大阪管理局は、平成28年熊本地震を契機とした緊急輸送道路の耐震補強対策を推進するという国の方針を踏まえて、早期に事業完了が見込めるなどとして阪神基準ではなく示方書を適用することとし、耐震補強設計業務委託契約を締結した直後の打合せにおいて、鋼製橋脚に係る耐震補強の要否の判定等については、示方書を適用するよう委託業者に指示していた。その結果、鋼製橋脚134基のうち116基において耐震補強が必要であると判定され、それに基づいて設計等された



成果品を29年12月に受領していた。

大阪管理局は、上記の成果品に基づき、鋼製橋脚116基について耐震補強工事を施工することとして、30年5月に施工業者に請け負わせて実施していた。しかし、令和元年5月、大阪管理局は、他の鋼製橋脚の耐震補強との整合等を図る見直しを行うこととして、鋼製橋脚134基に係る耐震補強の要否の判定等について阪神基準を適用して行うこととすることを施工業者に通知し、別途の委託業務等において、鋼製橋脚134基に係る耐震補強の要否を判定し、それに基づく設計をやり直した結果、鋼製橋脚123基に係る耐震補強が必要であるとされた設計の成果品を2年3月に受領していた。その後、大阪管理局は、上記の成果品に基づいて、耐震補強工事の施工業者と変更契約を締結していた。

このように、会社は、示方書とは別に阪神基準を独自に定め、鋼製橋脚に係る耐震補強の要否の判定等については全て阪神基準を適用することとしているのに、大阪管理局は、独自の判断により、示方書を適用するよう委託業者に指示していた。その結果、改めて阪神基準を適用してやり直す結果となり、示方書を適用して実施した鋼製橋脚134基に係る耐震補強の要否の判定及びそれに基づく成果品は耐震補強工事に使用されていなかった。

したがって、鋼製橋脚134基に係る耐震補強の要否の判定等に適用した基準が適切でなかったため、改めてやり直す結果となっていて、示方書を適用して実施した成果品が所期の目的を達しておらず、これに係る契約額相当額1999万円が不当と認められる。

#### 耐震補強対象の鋼製橋脚



(検査報告525ページ)

## 17 日本郵便株式会社

**処 置 済** 荷物等集配委託契約に付随して荷物を配達地域ごとに区分する業務に対する委託料の支払について

### < 要点 >

荷物等集配委託契約に付随して荷物を配達地域ごとに区分する業務に対する委託料の支払に当たり、覚書の日額単価等が実態に即したものとなるよう日額単価等の設定方法や変更の手続を具体的に定めることにより区分業務委託料の支払等が適切に行われるよう改善させたもの(指摘金額9995万円)

### 区分業務加算払制度の概要

#### (1) 荷物の集配業務に付随する区分業務加算払制度の概要

日本郵便株式会社は、全国に13の支社と計2万を超える郵便局を設置し、このうち1,054郵便局(令和5年3月現在。以下「集配局」)において、荷物の集荷及び配達(以下「集配業務」)を行っている。集配局は、大半において、集配業務の効率的な運用等のためにその一部を法人等に委託して実施している(この委託を「集配委託」、この委託に係る契約を「集配委託契約」)。集配局では、荷物の到着が早朝であるため、到着した荷物を配達地域ごとに区分する業務(以下「区分業務」)を行う要員の確保が難しいなどの場合があるため、「荷物の区分作業委託に関する覚書」(以下「覚書」)を集配業務の受託者と締結して、区分業務を集配委託契約に付随する業務として、集配委託の受託者に委託している。

3年度に覚書を締結している集配委託契約は、11支社<sup>(注)</sup>管内の200集配局における計516件となっている。

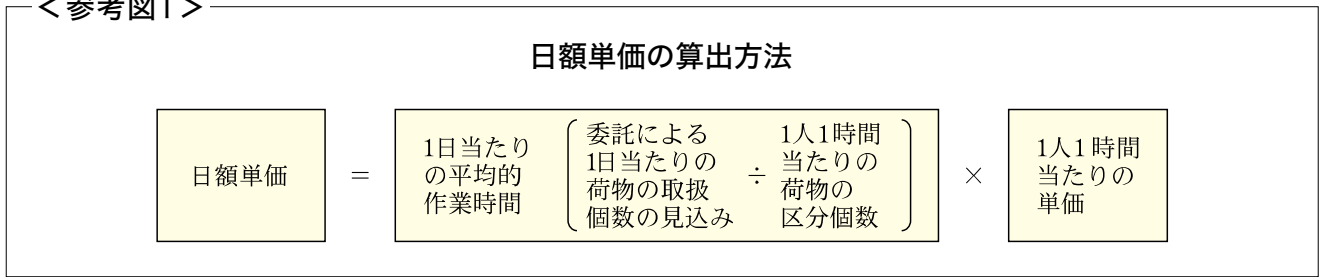
区分業務の委託は、日本郵便が定めた「集配委託マニュアル(郵便局用)」、「会計事務マニュアル(共通事務集約センター用)」等(以下「マニュアル等」)に基づき実施されている。

マニュアル等によれば、区分業務に対する委託料(以下「区分業務委託料」)は、集配委託契約の委託料に加算して支払うこととされている(この仕組みを「区分業務加算払制度」)。そして、区分業務委託料は、業務量に応じて1日当たりの単価(以下「日額単価」)を定めることとされており、区分業務の委託は、各支社の集配業務所管部署(以下「支社(集配部門)」)から本社への上申に基づき、必要と認められる集配局において行うこととされている。

日本郵便本社によれば、区分業務の委託は、早朝に集配局の要員の確保が難しいなどのやむを得ない理由がある場合に実施するものであることから、区分業務委託料は、集配局で区分業務に係る受託者の作業人員や作業時間の管理を行うための更なる要員が必要となる1人当たり又は1時間当たりの単価ではなく、集配局ごとの業務量に応じて算出した日額単価により支払うことにしている。また、日額単価の算出基準となる1人1時間当たりの単価は、区分業務加算払制度が設けられた平成22年当時、全国の最低賃金を参考に設定したとしている。そして、日額単価については参考図1のとおり算出するとしている。

(注) 11支社 北海道、関東、東京、南関東、信越、北陸、東海、近畿、中国、四国、九州各支社

<参考図1>



このように、日額単価は、集配委託契約の受託者において当該集配局で区分業務に従事する業務量に応じた1日当たりの作業時間に見合う人件費として集配局ごとに算出されている。

また、マニュアル等によれば、集配局は、委託業務の履行状況を平時から確認し、覚書の内容と実際の業務内容等が合っていない場合には、契約者と変更内容等について合意した後、支社(集配部門)の指示に従い、覚書の一部変更の手続を行うこととなっている。

(2) 区分業務委託料を含む委託料の支払に関する事務

日本郵便によると、集配局は、区分業務を履行した日数を把握するため、日本郵便本社が様式を示した「区分業務の履行確認書」(以下「履行確認書」)を作成し、覚書に定めた日額単価に履行確認書で把握した日数を乗じて、区分業務委託料を算定することになっている。

そして、マニュアル等によれば、区分業務委託料を含む委託料の支払に関する事務について、①集配局は、業務の実績(数量)を記載した請求書案を作成し受託者に提示して確認を受け、②確認を受けた請求書案を受託者から請求書として収受し、各支社に置かれている契約事務を所管する部署(以下「共通事務集約センター」)に請求書等を送付して支払依頼を行い、③共通事務集約センターは、履行の内容が集配委託契約に基づいたものとなっているかを確認の上で委託料を支払うとされている。

**検査の結果** 令和3年度に11支社管内の200集配局において覚書を締結している集配委託契約計516件、区分業務委託料の支払金額4億0693万円(税込)を対象に検査した。

(1) 覚書と異なる方法で算定した額を支払っていた事態

5支社<sup>(注)</sup>管内の51集配局に係る100契約について、覚書ではマニュアル等のおり単価は日額単価とされ、支払単位は日数とされていたのに、請求書では単価は1人当たり又は1時間当たりの単価に、支払単位は従事人数又は作業時間に変更されるなどしていた(表参照)。

表 覚書と異なる方法で算定した額の支払の例(令和3年度)

区分	覚書に基づく支払	覚書と異なる方法で算定した額の支払
単価	受託者当たりの日額単価1,000円	1人当たりの単価1,000円
支払単位	日数365日	延べ従事人数3,376人
支払額	365,000円	3,376,000円

(注) 金額はいずれも税抜

また、日額単価を設定したことにより、履行状況の確認は区分業務を履行した日数のみの確認で足りるにもかかわらず、集配局は、従事人数又は作業時間を確認して、履行確認書等を作成しており、覚書と異なる方法で算定した額により請求書案を作成し、受託者の確認等を受けた上

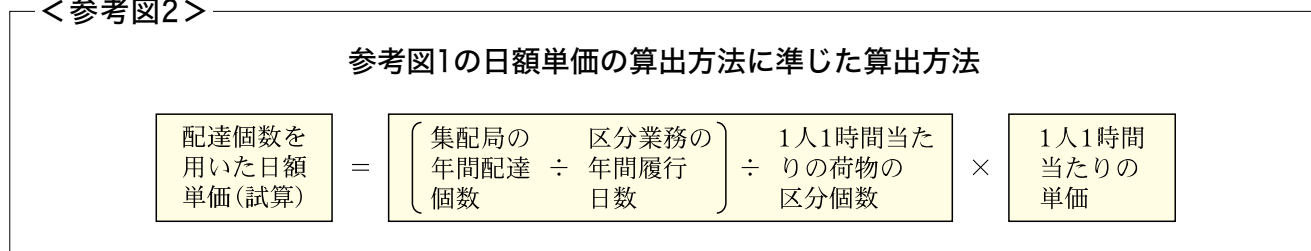
(注) 5支社 関東、東京、信越、東海、中国各支社

で、請求書として共通事務集約センターへ送付して支払依頼を行っていた。共通事務集約センターは、覚書と異なる方法で算定した額であるにもかかわらず、支払依頼のとおり計9995万円(税込)を支払っていた。

**(2) 区分業務の委託に係る業務実態等**

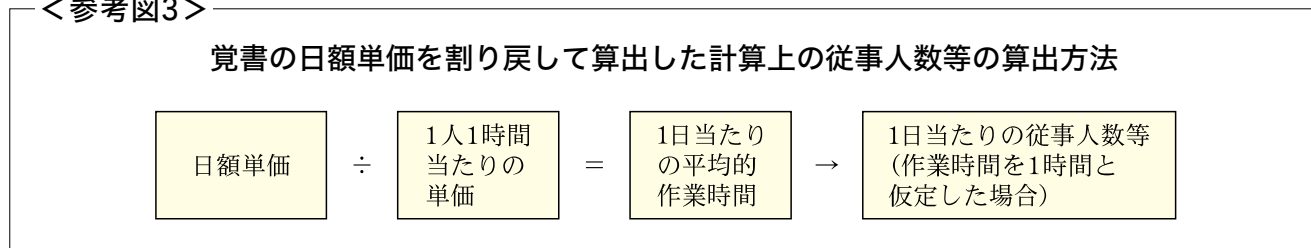
実際の年間配達個数及び区分業務の年間履行日数を把握できることなどから、前記の日額単価の算出方法に準じた算出方法により日額単価を試算することが可能な37集配局について、試算した日額単価と覚書の日額単価を比較したところ、8割以上の集配局で両者は30%以上かい離する結果となった(参考図2参照)。

**<参考図2>**



また、前記100契約の請求書の従事人数等と履行確認書等の従事人数等を比較したところ、両者は同数となっていたが、参考図3の方法により覚書の日額単価を割り戻して算出した1日当たりの平均的作業時間から、作業時間を1時間と仮定した計算上の従事人数等を試算して、上記の従事人数等と比較したところ、5割以上の契約で両者は30%以上かい離する結果となった。

**<参考図3>**



さらに、1人1時間当たりの単価についてみると、日本郵便本社は、前記のとおり、平成22年に当時の最低賃金を参考に設定していたが、令和4年においても見直しておらず、この間に最低賃金は30%以上上昇していた。

これらのことから、覚書の日額単価は、業務量等に応じたものとなっていないと史料された。

また、日本郵便本社は、集配委託契約の更新の際に、集配局において、区分業務に関する業務量の実態を確認した上で覚書の変更手続を行うこととしておらず、日額単価と業務量の実態が合っていない場合の覚書の変更手続を明確に定めていなかったため、マニュアル等において業務量の実態に即した日額単価を定めるための具体的な手続を明確にしているとは認められなかった。

したがって、(1)及び(2)のことなどから、日本郵便本社等において、区分業務加算払制度が適切に運営されていないと認められた(100契約9995万円(税込))。

このように、区分業務加算払制度の運営に当たり、日本郵便本社において業務量の実態に即した日額単価とするようにしていないことなどから、支社等において覚書と異なる方法で算定した額を支払っていた事態、集配局において履行確認を従事人数等により行っていたなどの事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。



**日本郵便が講じた改善の処置** 日本郵便本社は、5年8月までに、日額単価等が実態に即したものとなるよう単価の設定方法や変更の手続を具体的に定め、また、共通事務集約センターにおける支払の際の請求書の修正依頼や確認した記録の保存等の手続を定め、それらの内容を定めた文書を発出すること及び社内用ポータルサイトに掲載することにより、支社(集配部門)及び集配局に対して、区分業務加算払制度や日額単価の考え方、覚書の遵守等についての具体的な内容の周知徹底を図る処置を講じた。(検査報告527ページ)

## ◎ 18 日本下水道事業団

**不 当** 水路橋の耐震補強工事の実施に当たり、落橋防止システムの設計が適切でなかったため、地震発生時におけるボックスカルバートの所要の安全度が確保されておらず、工事の目的不達成

### <要点>

水路橋の耐震補強工事の実施に当たり、落橋防止システムの設計が適切でなかったため、地震発生時におけるボックスカルバートの所要の安全度が確保されていない状態となっていて、工事の目的を達しておらず、工事費相当額530万円が不当と認められる。

**工事の概要** 日本下水道事業団は、小山市小山水処理センター内において、令和元、2両年度に、水路橋(昭和49年築造)の耐震補強を目的として、落橋防止システムの設置等を工事費8694万円で実施した。

本件水路橋は、下部構造として13基の橋脚、上部構造としてボックスカルバート12基(各内空断面の幅2.0m、高さ2.0m、12径間の総延長163.4m。)で構成されている。そして、落橋防止システムは、上部構造の落下防止を目的として、橋座部を橋軸方向に拡幅して、各径間のボックスカルバートの端部から橋座部の縁端までの長さ(以下「桁かかり長」)を確保するとともに、橋座部に鉄筋コンクリート製の落橋防止構造を設置するものである。

事業団は、この落橋防止システムの設計を「道路橋示方書・同解説」に基づき行うこととしており、上部構造の落下防止対策として、桁かかり長、落橋防止構造等から適切に選定した落橋防止システムを設置することとなっている。このうち落橋防止構造については、橋軸方向に大きな変位が生じにくい構造特性を有する橋では、橋軸方向の落橋防止構造の設置を省略してもよいこととなっている。そして、両端が橋台に支持された一連の上部構造を有する橋は、落橋防止構造を省略してもよいとされる上記の構造特性を有する橋であるとみなされるが、単純橋が連続する場合はこれに含まれないこととなっている(参考図1参照)。

また、橋の下部構造等において、鉄筋の端部は、鉄筋とコンクリートの付着により定着する場合、鉄筋の定着に必要な付着の長さ(以下「定着長」)を、所定の計算式より算出した長さ(以下「基本定着長」)以上確保することなどとなっている。

### 検査の結果

#### (1) 落橋防止システムの選定(可動支承部)

事業団は、本件水路橋は橋軸方向に大きな変位が生じにくい構造特性を有する橋であるとし

て、橋脚13基の可動支承部のうち7か所について、橋座部を拡幅して必要な桁かかり長を確保すれば落橋防止構造は省略できるとして設計し、これにより施工していた(参考図2参照)。

しかし、本件水路橋は、単純橋が連続するものであり、両端が橋台に支持されている一連の上部構造を有する橋ではなく、橋軸方向に大きな変位が生じにくい構造特性を有する橋とはみなされないことから、落橋防止システムとして落橋防止構造を設置する必要があった(参考図1参照)。

## (2) 落橋防止構造の鉄筋の定着長(固定支承部)

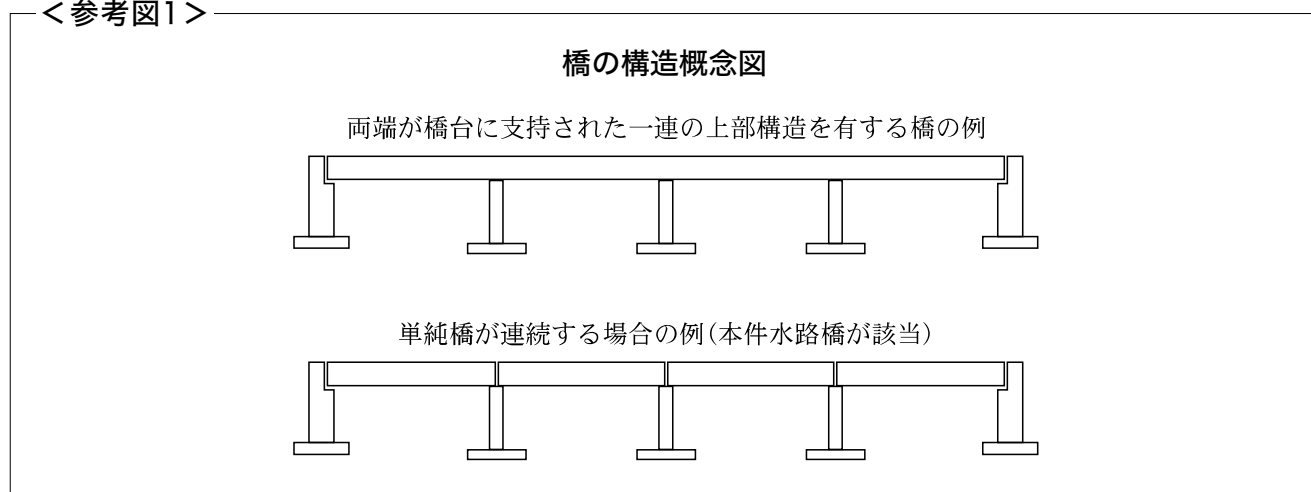
事業団は、橋脚13基の固定支承部のうち9か所に鉄筋コンクリート製の落橋防止構造を設置していた。そして、落橋防止構造に配置する鉛直方向の鉄筋の基本定着長は、応力計算上の鉄筋に生ずる引張応力度<sup>(注)</sup>等から算出して647.5mmとし、実際の定着長を680.0mmとすれば、基本定着長以上の長さが確保できるとして設計し、これにより施工していた(参考図2参照)。

しかし、基本定着長について、鉄筋の許容引張応力度<sup>(注)</sup>等から算出した長さ以上とすることとなっているのに、事業団は、上記のとおり、誤って応力計算上の鉄筋に生ずる引張応力度等から算出していた。

そこで、鉄筋の許容引張応力度等に基づくなどして、適切な定着長を算出すると、981.2mmとなり、本件の定着長680.0mmはこれに比べて長さが不足していた。

したがって、本件水路橋の落橋防止システムは、設計が適切でなかったため、地震発生時にボックスカルバートの所要の安全度が確保されていない状態となっていて、工事の目的を達しておらず、これらに係る工事費相当額530万円が不当と認められる。

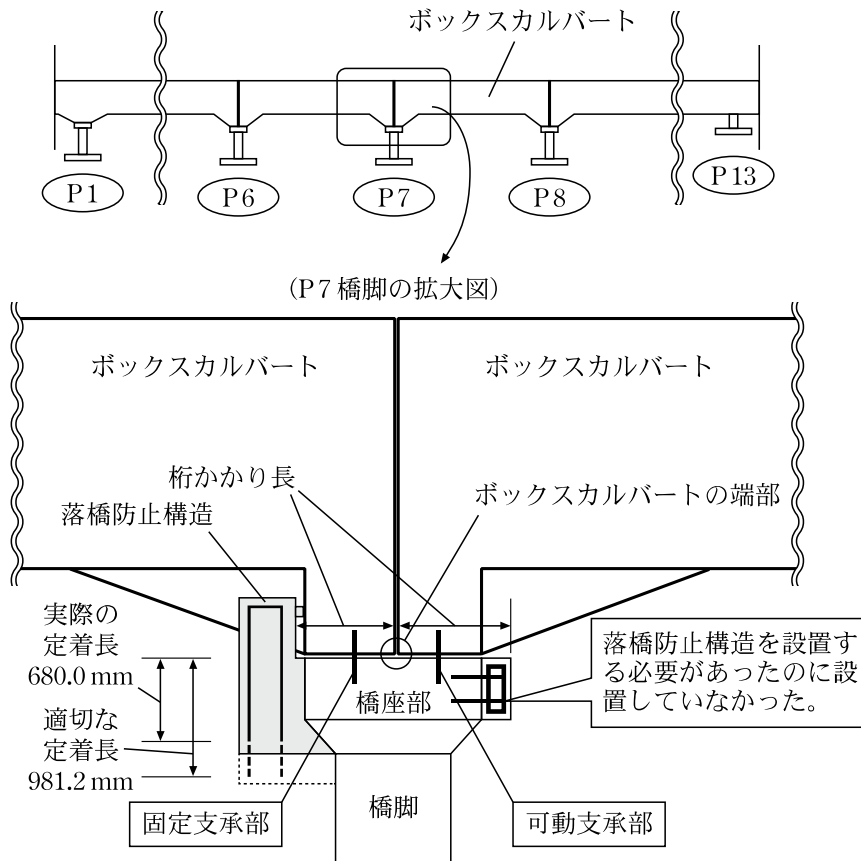
### <参考図1>



(注) 引張応力度・許容引張応力度 「引張応力度」とは、材に外から引張力がかかったとき、そのために材の内部に生ずる力の単位面積当たりの大きさをいう。その数値が設計上許される上限を「許容引張応力度」という。

<参考図2>

水路橋及び落橋防止システムの概念図



(検査報告532ページ)